

平成25年度
特許審査の質についての
ユーザーアンケート報告書

平成26年3月
特許庁

要約

I. はじめに

近年研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、国内外での知的財産戦略の重要性が一層増大している中、高まりつつある特許審査の質の維持・向上への内外の要請に応えるためには、特許審査のプロセスを的確に実施し、後に無効となることのない強さと、発明の開示に見合う広さを有する権利の付与を行うことが重要であり、それに加えて、出願人や権利を行使される第三者を含めた制度ユーザーのニーズや期待を適切に把握し、これに応えるべく継続的な改善を図っていく姿勢が必要です。また、知的財産推進計画においても、ユーザーによる品質評価の確立が求められているところです。

上記の背景を踏まえ、特許庁は昨年度、ユーザー675者を対象に特許審査¹の質に関するアンケート調査を行いました。この調査は特許審査における改善点等を明らかにし、質の向上を図ること、及び、ユーザーによる特許審査の品質評価の在り方について検討を行う際に必要な情報を得ることを目的としており、これらの目的達成のためには継続的な調査と改善の努力が不可欠と認識しております。

そこで、今年度も昨年度と同様の規模(675者)で調査を行いましたので、アンケート集計結果の概要とともに、回答内容を詳細に分析した結果及びこれらを総合して得られた知見について報告します。

II. アンケート集計結果と詳細分析の概要(→本文2. (1)を参照)

① 国内特許審査の質全般について

最近(1年程度)の国内特許審査の質全般についての評価(全体評価)で「普通」以上の評価(満足、比較的満足、又は普通)²が占める割合は92. 5%であり、昨年度の88. 2%から4. 3ポイント上昇しました。

また、満足しているという回答(満足、比較的満足)²の割合も45. 0%と、昨年度の31. 6%から13. 4ポイントと大きく上昇していることから、近年の国内特許審査の質について一定の評価を受けているといえます。

項目別で見ると、「審査官間・審査室間でのばらつきのない判断」に対して不満があるという回答(比較的不満、不満)²が、昨年度(47. 9%)から減ったものの、36. 6%と依然として高い割合でした。なお、今年度の調査では、当該項目についてさらに詳細な回答を求めた結果、同一技術分野における新規性・進歩性の判断にばらつきを感じるという回答が最も多い一方異なる技術分野間のばらつきを指摘する回答もありました。

上記項目(判断のばらつき)に次いで、進歩性の判断、外国特許文献調査、非特許文献調査、単一性の判断及び記載要件の判断に対して不満があると回答した割合が、それぞれ20%前後でした。

また、自由記載による回答では、否定的意見が大半を占める中で、審査官とのコミュニケーション(面接・電話応対)について、昨年度と同様に肯定的意見も多くなされており、依然としてユーザーにとって関心の高い事項であることがうかがえます。

さらに、今年度の調査では、他者の出願案件の審査について問う設問を加え、第三者の視点から見た特許審査の質についても調査を行いました。集計の結果、この点について「普通」以上の評価が占める割合は74. 9%と、特許審査の質全般についての上記評価とは差がありました。

¹ 本報告書における「特許審査」は、特許出願に係る発明の審査のほか、PCT国際出願に関する国際調査及び国際予備調査を含む。

² 評価は5段階評価(5:満足、4:比較的満足、3:普通、2:比較的不満、1:不満)によるものである。

特許審査の質に対するユーザーの評価を考える際には、出願人としての観点とは別に、権利を行使される側としての観点を踏まえる必要があることが分かりました。

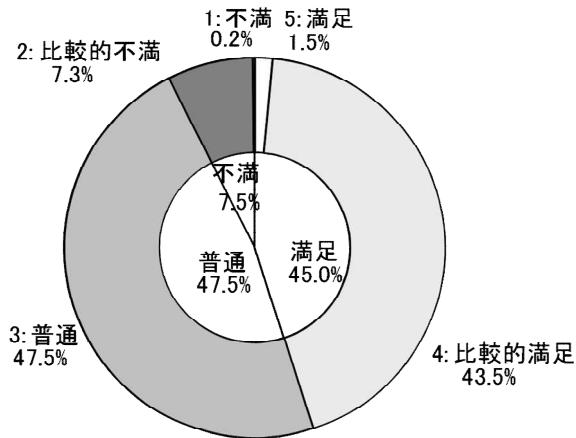


図 i . 国内特許審査の質全般についての評価

② 國際調査報告等の質全般について(→本文2. (2)を参照)

最近(1年程度)の国際調査等の質全般についての評価(全体評価)で「普通」以上の評価が占める割合は94. 6%で、昨年度(95. 1%)とおおむね同水準でしたが、満足しているという回答の割合は昨年度の35. 4%から6. 3ポイント増の41. 7%となっており、国際調査報告等の質についても一定の評価を受けているといえます。

ただし、項目別で見ると、「外国文献の調査」(30. 7%)、「非特許文献の調査」(24. 1%)、「国際段階と国内段階でのばらつきのない判断」(24. 2%)に対して不満があると回答した割合が依然として多いことが分かりました。

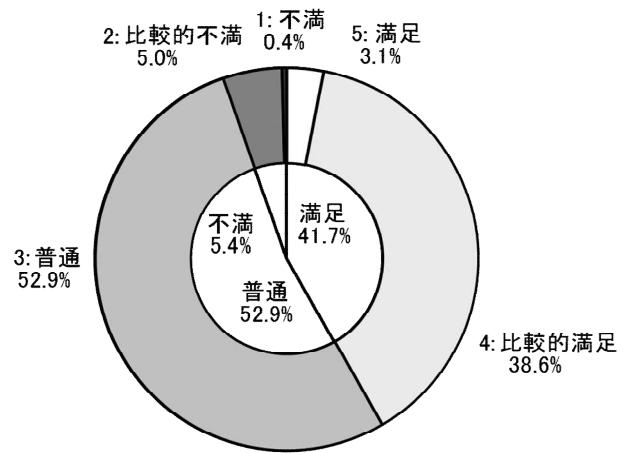


図 ii . 国際調査等の質全般についての評価

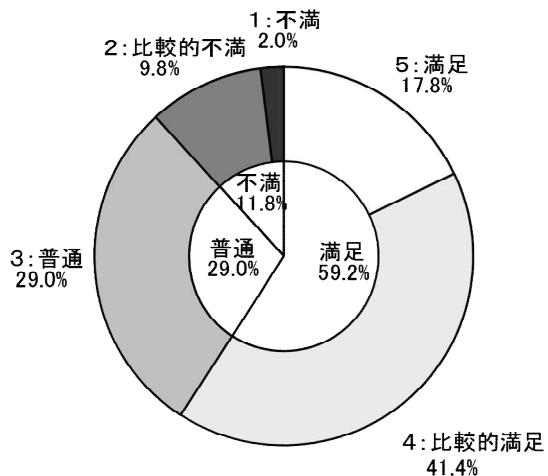
③ 特定案件(国内出願)に関する特許審査の質について(→本文2. (3)を参照)

アンケート対象となった特定の国内出願案件に関する特許審査の質について「普通」以上の評価が占める割合は88. 2%で、昨年度の84. 8%から3. 4ポイント増加しました。これに加え、満足しているという回答の割合も、昨年度の52. 1%から59. 2%へと増えており、個々の出願レベルからみても国内特許審査の質についてはおおむね問題なく、多くのユーザーから支持さ

れていると考えられます。

一方、不満がある(11. 8%)と回答した具体的な理由としては、昨年度と同様、「新規性・進歩性を欠いている理由についての説明が十分でない」との指摘や、「新規性・進歩性に関する判断に不満がある」との指摘が多くなされました。

また、各案件の最終処分別の集計では、応答なしで拒絶査定となった案件や、特許査定となった案件について不満があると回答した割合は、意見書や補正書が提出された後に拒絶査定された案件に比べて低く、ユーザーの納得感の高さを示しているといえます。

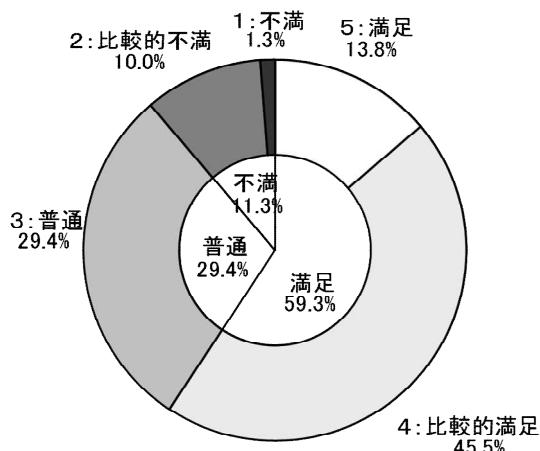


図iii. 特定の国内出願に関する審査の質についての評価

④ 特定の国際出願に関する国際調査等の質について(→本文2. (4)を参照)

アンケート対象となった特定の国際出願に関する国際調査等の質について「普通」以上の評価が占める割合は88. 7%であり、昨年度の87. 1%から1. 6%増加しました。これに加え、満足しているという回答の割合も昨年度の54. 3%から59. 3%へと増加しており、個々の出願レベルからみても国際調査等の質についてはおおむね問題なく、多くのユーザーから支持されていると考えられます。

一方、不満がある(11. 3%)と回答した具体的な理由として、昨年度と同様に、「新規性・進歩性に関する判断に不満がある」、「新規性・進歩性を欠いている理由についての説明が十分でない」、「引用箇所の指摘が不十分」との指摘が多くなされました。



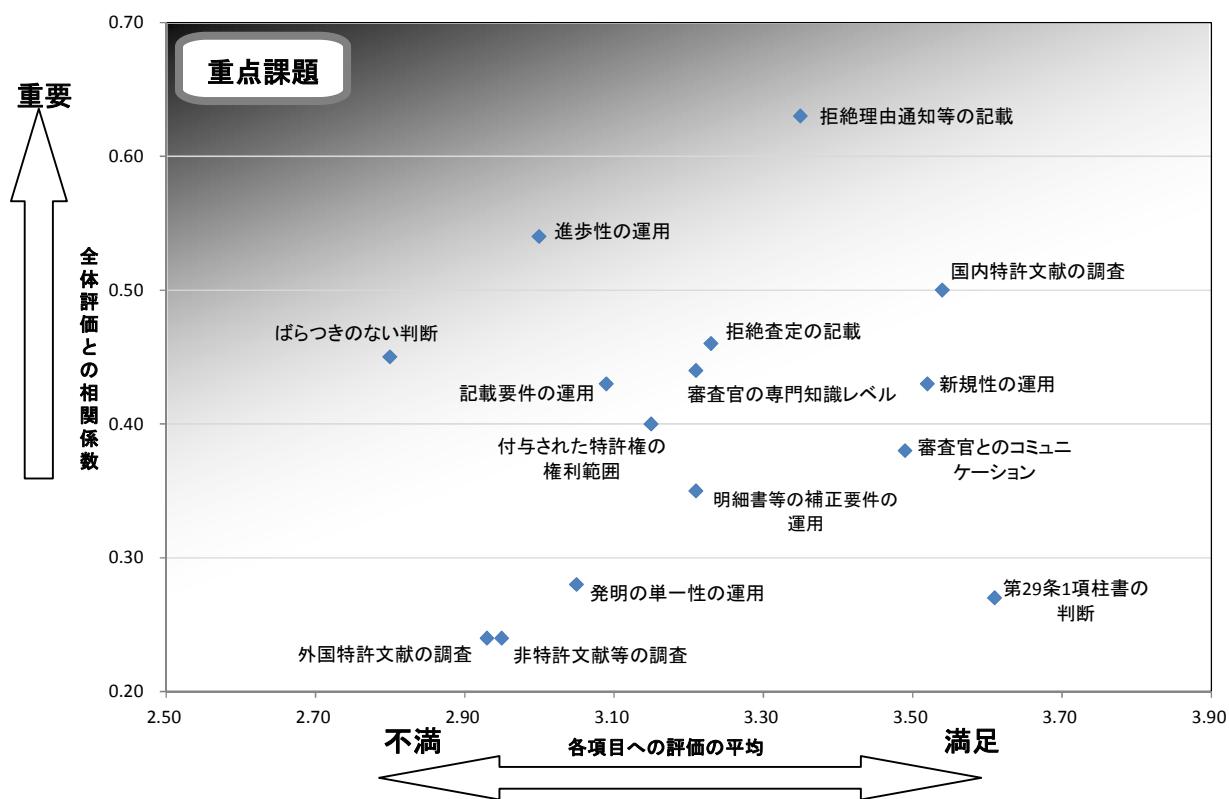
図iv. 特定の国際出願に関する国際調査等の質についての評価

⑤ 全体評価に対する各個別項目の評価の影響の分析(→本文3. (1)を参照)

今般のアンケート結果において、個別項目ごとの質の評価が特許審査の全体評価へどのように影響(相関)しているのか分析・考察しました。下のグラフ(図v、vi)は、各項目につき、横軸を項目ごとの5段階評価の平均値、縦軸を全体評価との相関係数として示したものです。当該グラフでは、左方にあるほどアンケートでの5段階評価が低く、また上方にあるほど全体評価への影響が大きいといえるものです。したがって、グラフ左上の「重点課題」との表示に近い項目ほど、重点的な対応が必要なものといえます。

この結果、国内特許審査(図v)では、傾向は昨年度と同様であり、「拒絶理由通知等の記載」、「進歩性の運用」、「ばらつきのない判断」などが、重点課題であることが分かりました。

国際調査等(図vi)では「外国特許文献の調査」がグラフ中で「重点課題」に最も近く、特に全体評価との相関係数が大きく上昇しました(昨年度 0.32→今年度 0.49)。また、「非特許文献等の調査」についても同様に、全体評価との相関係数が昨年度より増加しました。これらの項目は、全体評価への寄与度が高まっていると考えられます。



図v. 各項目に対する現状の評価と、全体評価との相関係数(国内出願)

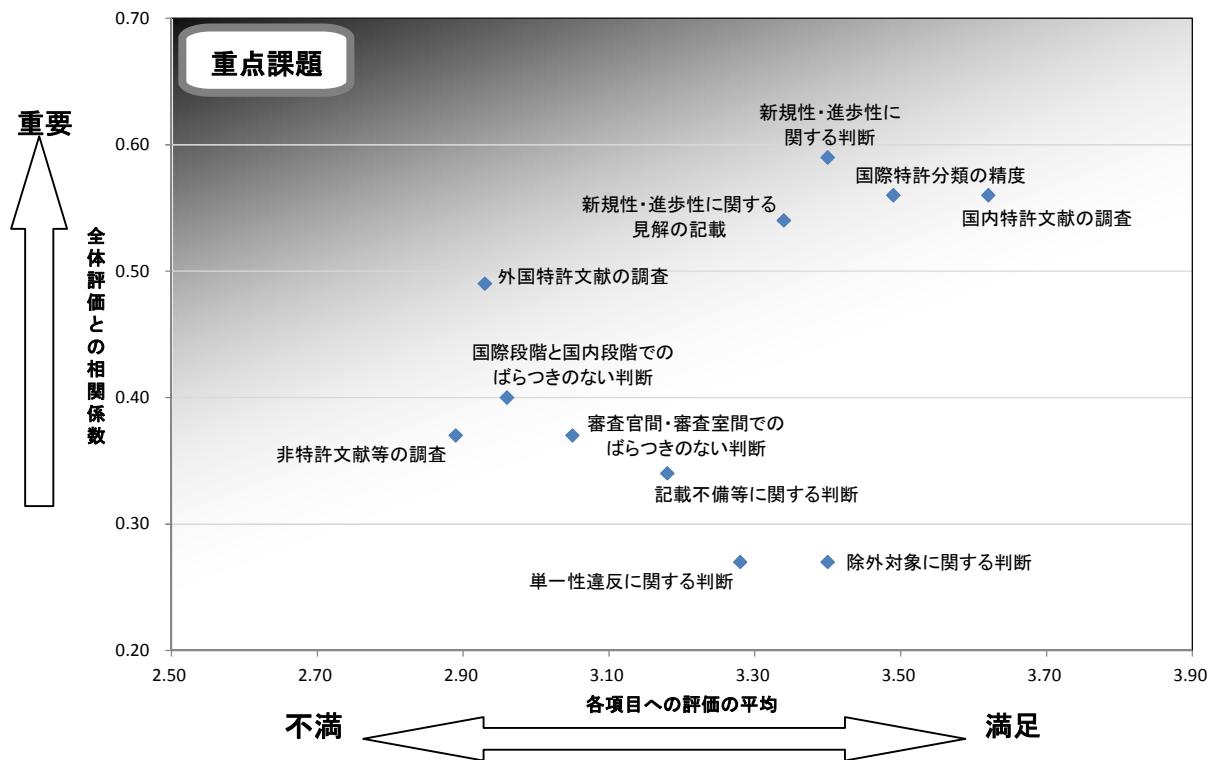


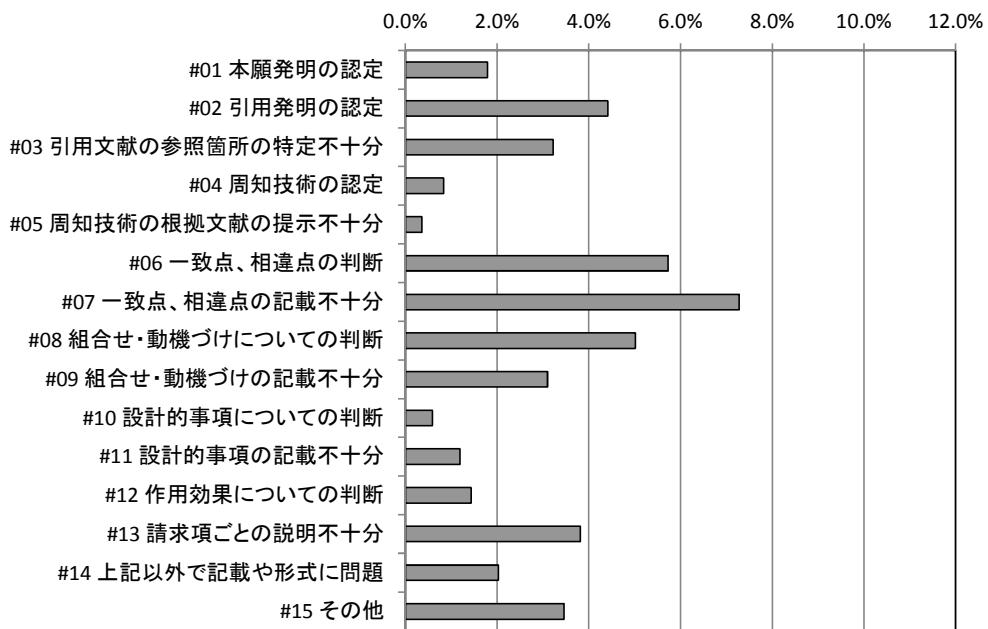
図 vi. 各項目に対する現状の評価と、全体評価との相関係数(国際出願)

⑥ 個別案件についての詳細分析(→本文3.(2)を参照)

アンケートで不満を指摘された個別案件について、指摘の詳細な内容を分析したところ、その多くが今後の運用等の改善に有用な意見でした。

具体的には、昨年度と同様に、拒絶理由通知等の記載や新規性・進歩性の観点から、「一致点・相違点に関する認定及び記載」、「引用文献に関する認定及び認定内容の拒絶理由通知等への記載」、「組合せ等の論理付けに関する認定及び記載」などに対する不満が多く指摘されました。

また、今年度は他者の出願案件の審査についての設問を加えたことで、他者の出願案件(特に特許査定された案件)に対して多くの指摘がありました。



図vii. 新規性・進歩性に関する指摘の分析結果(指摘件数の割合)

⑦ 本アンケート調査について(→本文5. を参照)

アンケートそのものについても様々な意見が寄せられており、今後の実施にあたってはこれらを踏まえ、調査のあり方をさらに検討していきます。

III. 調査結果からみた重点事項について(→本文4. を参照)

アンケートの集計結果及び分析結果により、昨年度の報告書においてユーザーの要請として挙げられた点の重要性が改めて示され、また、これらの要請についてさらに詳細な内容を明らかにすることことができました。

特に以下の事項に留意しながら、引き続きその質の維持・向上に努めています。

(1) 新規性・進歩性についての的確な判断と通知等の記載の充実(→本文p. 37)

昨年度の調査と同様に、ユーザーからは、「一致点・相違点」、「引用文献の認定」、「組合せ・動機づけ」といった、主要な特許審査の判断に対する指摘や、その判断が拒絶理由通知等に十分に記されていないとの指摘が多く、引き続き出願人との意思の疎通への配慮、特に拒絶理由通知の記載を充実させていきます。

(2) 審査判断のばらつきの低減(→本文p. 38)

ユーザーが感じるばらつきの内容として、特に同一の技術分野内における審査官間での、新規性・進歩性に関する判断のばらつきを指摘する意見が最も多かったほか、異なる技術分野など様々な点でのばらつきを指摘する意見がありました。これらの意見を踏まえつつ、組織としてさらに一貫性のある審査判断を行っていきます。

(3) 外国特許文献及び非特許文献調査の充実(→本文p. 39)

外国特許文献や非特許文献の調査については、ユーザーから十分な評価が得られているとはいえないところ、特に国際調査等の質をはかる上での重要度(全体評価との相関)が高まっていると考えられ、今後充実させていきます。

(4) 第三者としての評価(→本文p. 39)

第三者としての立場での(すなわち他者の出願案件についての)国内特許審査に対する評価は、国内特許審査全般の評価に比べて低く、特許審査の質の向上のため、このような視点も意識して審査を行っていきます。このような評価の中では特に、「先行技術調査や技術的な判断が甘いと感じる」、「請求項の記載(権利範囲)が不明確なものになると困る」といった点について、多数の意見が得されました。

目次

要約

1. 調査の概要	1
(1) 背景	1
(2) 本調査の目的	1
(3) ユーザー アンケートの収集方法	1
(4) アンケート調査票について	2
(5) アンケート対象	2
(6) 回収結果	3
(7) 本報告書における「満足」及び「不満」の用語について	4
(8) 質問項目に関する昨年度からの変更点	4
2. アンケート集計結果	5
(1) 国内特許審査の質一般について（国内出願）	5
①国内特許審査の質全般について	5
②質全般の評価（出願規模別）について	5
③項目別の質の評価について	6
④不満を感じるばらつきの内容について	7
⑤上記各項目に関する意見・要望について	8
⑥他国庁との比較について	9
⑦他者による出願の審査に対する意見について	11
⑧その他国内特許審査に関する意見（自由記載）について	12
⑨アンケートに関する意見（自由記載）について	12
(2) 国際調査等の質一般について（国際出願）	13
①国際調査等の質全般について	13
②項目別の質の評価について	13
③上記各項目に関する意見・要望について	14
④他国庁との比較について	15
⑤その他の PCT 国際調査等に関する意見（自由記載）について	16
(3) 特定の特許出願における審査の質について（国内出願）	17
①アンケート対象案件における国内特許審査の質について（全般）	17
②アンケート対象案件における国内特許審査の質について（最終処別）	17
③アンケート対象案件における国内特許審査の質について（拒絶理由通知回数別：特許査定）	18
④アンケート対象案件における国内特許審査の質について（拒絶理由通知回数別：拒絶査定）	19
⑤アンケート対象案件における審査の質に満足している理由について	20
⑥アンケート対象案件における審査の質に不満がある理由について	21
(4) 特定の国際出願における国際調査等の質について（国際出願）	22
①アンケート対象案件における国際調査等の質について（全般）	22
②アンケート対象案件における調査等の質に満足している理由について	22
③アンケート対象案件における調査等の質に不満がある理由について	23
3. アンケート回答内容の詳細分析	24
(1) 各評価項目と全体評価との相関分析	24
①分析の内容	24

②各評価項目の評価と全体評価との相関係数（国内出願）	24
③各評価項目の評価及び全体評価との相関（国内出願）	25
④各評価項目の評価と全体評価との相関係数（国際出願）	27
⑤各評価項目の評価及び全体評価との相関（国際出願）	28
(2) 個別案件の具体的な指摘事項の分析について	29
①分析の内容	29
②新規性・進歩性に関する指摘について	31
③記載要件、單一性、及び補正要件に関する指摘について	31
④サーチ、拒絶理由通知、拒絶査定、特許査定に関する指摘について	32
⑤審査のばらつき、個々の審査官、その他に関する指摘について	33
⑥国内出願と国際出願との指摘傾向の違い	33
⑦自由記載案件と特定案件との指摘傾向の違い	35
4. 分析結果のポイント	37
(1) 新規性・進歩性についての的確な判断と通知等の記載の充実	37
(2) 審査判断のばらつきの低減	38
(3) 外国特許文献及び非特許文献調査の充実	39
(4) 第三者としての評価	39
5. 今後のユーザーアンケート調査に向けて	39
(1) 設問の構成	39
(2) 特定の出願についてのアンケート対象となる案件について	39
(3) アンケート対象者	40
(4) アンケート調査票の形式	40
(付録) アンケート調査票（A～D票）	41

図表一覧

図 1. 質全般への評価:国内出願.....	5
図 2. 質全般への評価(出願規模別):国内出願.....	6
図 3. 項目別の評価の割合:国内出願	7
図 4. 各対象に対して感じるばらつきの内容	8
図 5. 各項目に関する意見・要望:国内出願	9
図 6. 質全般への評価:国際出願.....	13
図 7. 項目別の評価の割合:国際出願	14
図 8. 各項目に関する意見・要望:国際出願	15
図 9. 特定案件の審査の質への評価:国内出願	17
図 10. 特定案件の審査の質への評価の割合:国内出願(最終処分別)	18
図 11. 特定案件の審査の質への評価の割合:国内出願(特許査定:拒絶理由通知回数別)	19
図 12. 特定案件の審査の質への評価の割合:国内出願(応答なし拒絶査定:拒絶理由通知回数別)	19
図 13. 特定案件の審査の質への評価の割合:国内出願(意見拒絶査定:拒絶理由通知回数別)	20
図 14. 特定案件の調査等の質への評価:国際出願	22
図 15. 個別の評価項目の評価と全体評価の関係(例)	24
図 16. 各評価項目の評価と全体評価との相関係数(国内出願)	25
図 17. 各評価項目の評価及び全体評価との相関係数(国内出願)	26
図 18. 各評価項目の評価と全体評価との相関係数(国際出願)	27
図 19. 各評価項目の評価及び全体評価との相関係数(国際出願)	28
図 20. 指摘事項の分類項目一覧.....	30
図 21. 新規性・進歩性に関する指摘件数の割合	31
図 22. 記載要件、單一性、補正要件に関する指摘件数の割合	32
図 23. サーチ、拒絶理由通知、拒絶査定、特許査定に関する指摘件数の割合	32
図 24. 審査のばらつき、個々の審査官、その他に関する指摘件数の割合	33
図 25. 国内出願と国際出願との指摘件数の割合	34
図 26. 自由記載案件と特定案件との指摘件数の割合	36

表 1. A・B票(国内出願)の対象者・対象案件の選定方法等	2
表 2. C・D票(PCT出願)の対象者・対象案件の選定方法等	3
表 3. アンケートシートの回収結果	3
表 4. A・C票回答者の業種内訳.....	3
表 5. 質全般への評価:国内出願.....	5
表 6. 質全般への評価(出願規模別):国内出願	5
表 7. 項目別の評価:国内出願	6
表 8. ばらつきを感じる対象と内容	8
表 9. 日本国特許庁が他国の特許庁よりも優れていると感じる点:国内出願	10
表 10. 日本国特許庁よりも他国の庁の方が優れていると感じている点:国内出願.....	10
表 11. 他者の出願案件の審査についての満足度(国内出願)	11
表 12. 他者の出願案件の審査について感じる点(国内出願)	11
表 13. 他者案件について「先行技術調査や技術的な判断が甘いと感じる」回答者の項目別評価	12
表 13. 質全般への評価:国際出願	13
表 14. 項目別の評価:国際出願	14
表 15. 日本国特許庁が他国の特許庁よりも優れていると感じる点:国際出願	15
表 16. 日本国特許庁よりも他国の庁の方が優れていると感じている点:国際出願.....	16
表 17. 特定案件の審査の質への評価:国内出願	17
表 18. 特定案件の審査の質への評価:国内出願(最終処分別)	18
表 19. 特定案件の審査の質への評価:国内出願(特許査定:拒絶理由通知回数別)	18
表 20. 特定案件の審査の質への評価:国内出願(応答なし拒絶査定:拒絶理由通知回数別)	19
表 21. 特定案件の審査の質への評価:国内出願(意見拒絶査定:拒絶理由通知回数別)	20
表 22. 特定案件の審査の質に満足している理由:国内出願	20
表 23. 特定案件の審査の質に不満がある理由:国内出願	21
表 24. 特定案件の調査等の質への評価:国際出願	22

表 25. 特定案件の調査等の質に満足している理由:国際出願	22
表 26. 特定案件の調査等の質に不満がある理由:国際出願.....	23
表 27. 各評価項目の評価と全体評価との相関係数(国内出願)	25
表 28. 各評価項目の評価及び全体評価との相関係数(国内出願)	26
表 29. 各評価項目の評価と全体評価との相関係数(国際出願)	27
表 30. 各評価項目の評価及び全体評価との相関係数(国際出願)	28

1. 調査の概要

(1)背景

近年研究開発や企業活動のグローバル化が大きく進展し、更なるイノベーションと企業収益の増進を図るため、国内外での知的財産戦略の重要性が一層増大している中、特許庁には、特許審査の質の維持・向上が強く求められています。

このような要請に応えるには、特に、出願された技術を十分に理解し、必要十分な国内外の先行技術調査及び特許要件に関する適切な判断を行うことにより、後に国内外で無効となることのない強さと、発明の技術レベルや開示の程度に見合う広さを有する権利の付与を行なうことが重要であり、それに加えて、出願人や権利行使される第三者を含めた制度ユーザーの視点からのニーズや期待を適切に把握し、これに応える特許審査の施策を企画・立案して実行に移すとともに、これらの取組について継続的改善を図っていく必要があります。

特許庁では、ユーザーニーズを把握するための取組の一環として、平成19年度から国内出願及び国際出願(PCT出願)について年度ごとに各100数十件ずつ抽出し、当該案件の特許審査の質に関するアンケート調査を実施してきました。また、特許庁産業財産権制度問題調査研究事業³において、知的財産研究所による「特許審査の出願人等による評価を踏まえた品質監理手法に関する調査研究」(平成19年度)及び「ユーザーの利便性を向上させる特許審査の運用に関する調査研究」(平成22年度)として、特許審査の品質に関するアンケート調査が行われました。

また、「知的財産推進計画2012」⁴においても、「知的財産推進計画2011」からの継続施策として、ユーザーによる品質評価の確立が求められていることを受けて、昨年度(平成24年度)には675者のユーザーを対象としたアンケート調査を行い、その結果を特許庁ホームページで公表⁵するとともに、これに基づいて今後の審査業務の施策及びユーザーによる特許審査の品質評価の在り方について検討してきたところです。

今後も、ユーザーの声を反映し改善につなげていくために、多くのユーザーを対象とした調査を継続的に行なうことが有用であると考えられるため、昨年度の経験をもとにユーザーアンケートの項目を改良しつつ、今年度もアンケート調査を行いました。

(2)本調査の目的

上記の背景を踏まえ、本調査は、特許審査において改善すべき点等を明らかにし、特許審査の質の維持・向上のための施策等に反映することを目的として行っています。

また、ユーザーによる特許審査の品質評価の在り方そのものを検討し工夫することも重要であり、ユーザーによる評価の収集手法や分析手法について検討を行うために必要な情報を得ることも、本調査の目的の一つです。

(3)ユーザーアンケートの収集方法

下記(5)のように抽出したアンケート対象者に対し、電話連絡又は電子メールにより、アンケートへの協力を依頼するとともに、電子メールにより下記(4)のアンケート票を送付しました。

³ <http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toushin/chousa/zaisanken.htm>

⁴ <http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2012.pdf>

なお、「知的財産推進計画2013(<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/titeki2/kettei/chizaikeikaku2013.pdf>)」においても継続施策とされており、2013～2014年度にユーザーによる品質評価の確立が求められている。

⁵ http://www.jpo.go.jp/cgi/link.cgi?url=/shiryou/toushin/chousa/shinsa_user.htm

回答期間は約1か月とし、この期間内での回答の記入及び返送を依頼しました。

(4)アンケート調査票について

以下4種類の調査票(付録参照)を用いてユーザー評価の収集を行いました。

A票：国内出願全般についてのアンケート	→ 各対象者に一部ずつ配付
B票：特定の国内出願についてのアンケート	→ 対象案件数分を配付
C票：PCT出願全般についてのアンケート	→ 各対象者に一部ずつ配付
D票：特定のPCT出願についてのアンケート	→ 対象案件数分を配付

(5)アンケート対象

表1は、A・B票(国内出願)に関する対象者・対象案件の選定方法と、その対象者数・案件数を示したものであり、表2は、C・D票(PCT出願)に関する対象者・対象案件の選定方法と、その対象者数・案件数を示したものです。なお、A票及びC票の対象者には重複があり、この重複を除くと対象者は合わせて675者でした。

表1. A・B票(国内出願)の対象者・対象案件の選定方法等

	対象者／対象案件の選定方法	者数／案件数	
A票	2011年に筆頭出願人として50件以上の国内出願を行った内国出願人(個人を除く。)のうち、2012年に査定謄本の送達があった者	580者	658者
	2011年に筆頭出願人として50件以上の国内出願を行った外国出願人(個人を除く。)のうち、2012年に査定謄本の送達があった者[*1]	68者	
	小規模出願人[*2]	10者	
B票	A票の対象者が筆頭出願人となっている国内出願のうち、2012年に特許査定又は拒絶査定がなされた案件の中からランダム抽出[*3]	2138件	

*1 条件に該当する外国出願人は77者であったが、外国出願人へのアンケートに関しては筆頭代理人をアンケート対象者としたため、対象者数は68者となっている。

*2 2011年に筆頭出願人として5件以上50件未満の国内出願を行った内国出願人であって、資本金が3億円以下かつ従業員数が20～150人の企業(製造業に限る。)から、過去の特許庁との面談や意見交換の実績等を踏まえて任意に抽出した。

*3 回答負担を考慮して1者あたりの対象案件数の下限を2件、上限を5件とし、対象者の2011年の筆頭国内出願件数に応じて2～5件を割り当てるよう調整した。

表 2. C・D票(PCT出願)の対象者・対象案件の選定方法等

対象者／対象案件		者数／案件数	
C票	2012年に筆頭出願人として18件以上のPCT出願を行った内国出願人(個人を除く)のうち、2012年に国際調査報告又は国際予備審査報告の発送があった者	276者	286者
	小規模出願人[*1]	10者	
D票	C票の対象者が筆頭出願人となっているPCT出願のうち、2012年に国際調査報告又は国際予備審査報告が発送されたPCT出願の中からランダム抽出[*2]	709件	

*1 2012年に筆頭出願人として3件以上18件未満のPCT出願を行った内国出願人であって、資本金が3億円以下かつ従業員数が300人以下の企業(製造業に限る。)から、過去の特許庁との面談や意見交換の実績等を踏まえて任意に抽出した。

*2 回答負担を考慮して1者あたりの対象案件数の下限を2件、上限を5件とし、対象者の2012年の筆頭PCT出願件数に応じて2~5件を割り当てるよう調整した。

(6)回収結果

アンケートシートの回収率は、9割強でした(表3参照)。また、表4は、A票とC票それぞれの回答者の業種内訳を示したものです。

表3. アンケートシートの回収結果

	配付済	回収済	回収率
A票	658者	604者	91.8%
B票	2138件	1936件	90.6%
C票	286者	259者	90.6%
D票	709%	639件	90.1%

表4. A・C票回答者の業種内訳

業種[*1]	A票		C票	
	回答者数	割合	回答者数	割合
金属	35	5.8%	22	8.5%
建設	14	2.3%	0	-
機械	128	21.2%	56	21.6%
化学	105	17.4%	72	27.8%
食品・医薬	21	3.5%	15	5.8%
電気	164	27.2%	66	25.5%
その他工業	20	3.3%	6	2.3%
その他	27	4.5%	11	4.2%
学校・公的研究機関等	32	5.3%	11	4.2%
代理人	58	9.6%	0	-
合計	604	100%	259	100%

*1 業種内訳については、アンケート回答者の業種を、東証33業種、帝国データバンク産業分類表、日本標準産業分類、ユーザーの利便性向上させる特許審査の運用に関する調査研究報告書(平成23年2月)、特許審査の出願人等による評価を踏まえた品質監理手法に関する調査研究報告書(平成20年3月)等を参考にして9業種(回答者が代理人の場合も含めると10業種)に分類した。なお、「その他工業」は、製造業のうち、金属、建設、機械、化学、食品・医薬、電気に分類されないもの(文具、玩具、スポーツ用品など)を意味し、「その他」は、製造業以外のもの(サービス業、運輸業、金融業など)を意味する。

(7)本報告書における「満足」及び「不満」の用語について

アンケート調査票(本報告書の末尾の(付録)を参照)では、各項目に関する評価を5(満足)、4(比較的満足)、3(普通)、2(比較的不満)、1(不満)の5段階で行いました。

本報告書では、特に断りがない限り、ユーザーが「5」(満足)及び「4」(比較的満足)と回答した場合を合わせて「満足していると回答した」、「1」(不満)及び「2」(比較的不満)と回答した場合を合わせて「不満があると回答した」とすることとします。

(8)質問項目に関する昨年度からの変更点

昨年度の調査結果を踏まえ、今年度の調査では主に以下の点で質問項目を修正しました。

- ① 昨年度の結果では、「判断のばらつき」に関する不満や指摘が多かったことを受け、今年度の調査では、A 票及び C 票において、判断のばらつきに関し具体的な指摘内容の回答を求める項目を追加しました。
- ② 昨年度の調査において、「審査により権利範囲が必要以上に限定された」という指摘が一定の件数に上ったことから、今年度の調査では、A 票において「付与された特許の権利範囲」について尋ねる項目を追加しました。
- ③ 昨年度の調査において、他者の特許出願に関する指摘が一定数あったため、今年度の調査では、A 票(【2】)の回答について「自己の出願案件」に関するものと「他者の出願案件」に関するものを明確に分けて記載する形式としました。
- ④ その他、設問の説明文や回答欄の構成等について、設問の意図がよりわかりやすくなるように改善しました。

2. アンケート集計結果

(1) 国内特許審査の質一般について(国内出願)

① 国内特許審査の質全般について

- ・国内特許審査の質全般への評価(全体評価)において、「普通」以上の評価が92.5%と、高い割合を占めました(昨年度88.2%)。
- ・特に、満足しているという回答の割合(45.0%)が、昨年度(31.6%)から大幅に上昇しました。

表5及び図1は、最近(1年程度)の国内特許審査の質全般についての5段階評価を集計したものです。

表5. 質全般への評価:国内出願

5段階評価	回答数	割合
5:満足	9	1.5%
4:比較的満足	263	43.5%
3:普通	287	47.5%
2:比較的不満	44	7.3%
1:不満	1	0.2%
合計	604	100%

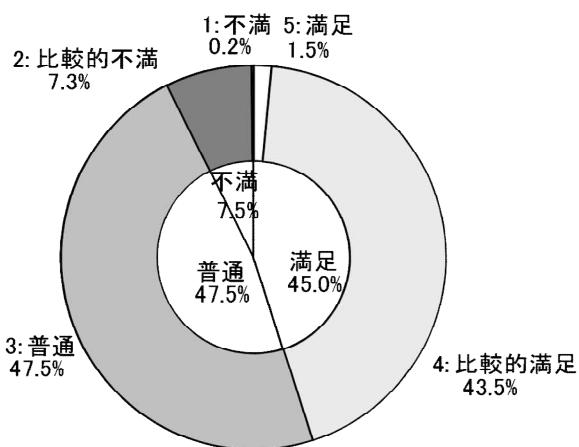


図1. 質全般への評価:国内出願

② 質全般の評価(出願規模別)について

表6は、ユーザーの出願規模別の評価件数を示したもので、図2は、回答内容の割合を項目別に示したもので。なお、2012年の国内出願件数が1000件以上の者を「大規模出願人」、100件以上1000件未満の者を「準大規模出願人」、100件未満の者を「中小規模出願人」としました。

表6. 質全般への評価(出願規模別):国内出願

	5:満足	4:比較的満足	3:普通	2:比較的不満	1:不満	合計
大規模出願人	1	16	22	1	0	40
準大規模出願人	2	126	149	27	1	305
中小規模出願人	6	89	89	14	0	198
代理人	0	32	27	2	0	61
全体	9	263	286	44	1	604

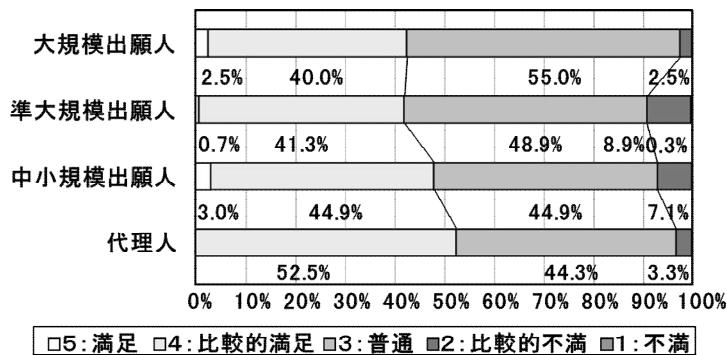


図 2. 質全般への評価(出願規模別):国内出願

③項目別の質の評価について

- 個別項目では、「審査官間・審査室間でのばらつきのない判断」に対して不満があるという回答が、36.6%と高い割合でした(昨年度47.9%)。
- 個別項目では、これに続き、進歩性の判断、外国特許文献調査、非特許文献調査、单一性の判断及び記載要件の判断に対して不満があると回答した割合が、それぞれ20%前後でした。

表7は、項目別の評価件数を示したもので、図3は、表7から「分からぬ」という回答を除いた回答内容の割合を項目別に示したものです。

表7. 項目別の評価:国内出願

質問項目	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	分からぬ
拒絶理由通知等(拒絶査定除外)の記載	14	256	260	72	1	1
拒絶査定の記載	13	170	357	59	1	4
審査官間・審査室間でのばらつきのない判断	7	98	267	202	14	16
不満を感じるばらつきの対象						
同一の技術分野におけるばらつき		140				
異なる技術分野同士でのばらつき		56				
審査と審判との間のばらつき		67				
他国特許庁と日本国特許庁との間のばらつき		82				
条文の運用に関して	第29条1項柱書(産業上の利用可能性、「発明」に該当するか否かの判断)	91	147	286	6	0
	第29条1項各号(新規性)	56	230	287	21	5
	第29条2項(進歩性)	9	138	309	139	7
	第36条第4項第1号、第36条第6項(明細書・特許請求の範囲の記載要件)	14	148	324	103	9
	第37条(発明の单一性)	23	118	335	92	22
	第17条の2第3項~6項(明細書、特許請求の範囲等の補正)	28	135	348	55	8
サーチに関して	国内特許文献の調査	49	257	269	23	3
	外国特許文献の調査	14	80	306	114	15
	非特許文献等の調査	15	72	314	101	13
審査官の技術等に関する専門知識レベル		17	180	311	78	6
審査官とのコミュニケーション(面接、電話による連絡等)		45	201	226	32	4
審査を通して付与された特許の範囲		6	144	372	65	2

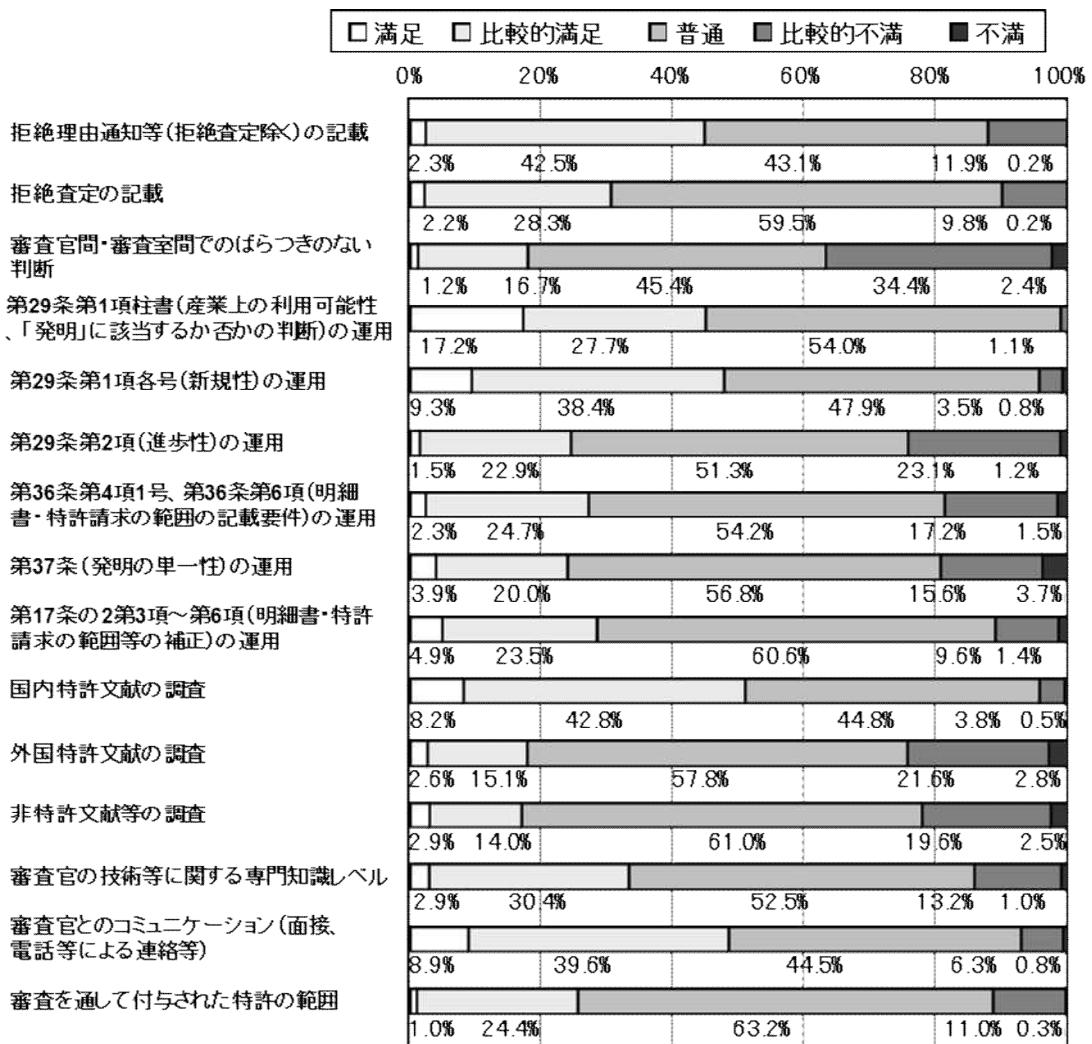


図3. 項目別の評価の割合:国内出願

④不満を感じるばらつきの内容について

- ・同一の技術分野においてもばらつきを感じているという回答が多く、また、内容としては新規性・進歩性の判断についてのばらつきに対し不満を感じているという回答が高い割合でした。
- ・対象によって、不満を感じるばらつきの傾向には若干の差異がありました。

表8は、ばらつきを感じる点について、その対象とばらつきの内容の組み合わせについて集計したもので

表 8. ばらつきを感じる対象と内容

対象	全般(特定なし)	新規性・進歩性の判断	記載要件の判断	拒絶理由等の記載	単一性・シフト補正の判断	その他	総計[*1]
同一の技術分野	17 (8.9%)	74 (38.9%)	42 (22.1%)	25 (13.2%)	9 (4.7%)	23 (12.1%)	190 (100%)
異なる技術分野間	2 (2.8%)	40 (56.3%)	14 (19.7%)	5 (7.0%)	4 (5.6%)	6 (8.5%)	71 (100%)
審査・審判間	14 (15.1%)	36 (38.7%)	17 (18.3%)	7 (7.5%)	6 (6.5%)	13 (14.0%)	93 (100%)
他国特許庁と日本国特許庁	12 (10.6%)	51 (45.1%)	22 (19.5%)	11 (9.7%)	7 (6.2%)	10 (8.8%)	113 (100%)
その他	6 (8.8%)	22 (32.4%)	16 (23.5%)	9 (13.2%)	6 (8.8%)	9 (13.2%)	68[*2] (100%)
総計	51 (9.5%)	223 (41.7%)	111 (20.7%)	57 (10.7%)	32 (6.0%)	61[*3] (11.4%)	535 (100%)

*1 有効回答数は 244 件。ただし、1 つの回答に複数の意見が含まれる場合は意見ごとに集計した。

*2 「その他」の具体例:他の出願人による出願とのばらつき、特定の審査官に関する意見、など。

*3 「その他」の具体例:先行技術文献調査、29 条の 2 の判断、意見書の参酌、など。

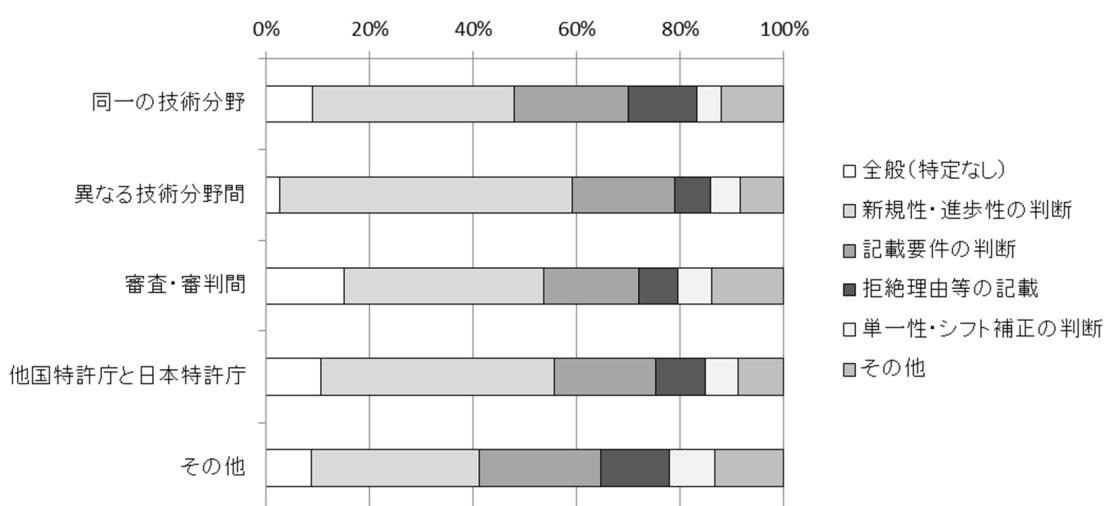


図 4. 各対象に対して感じるばらつきの内容

⑤上記各項目に関する意見・要望について

- ・自由記載によるユーザーからの追加の意見として、拒絶理由通知等の記載(81件)、審査のばらつき(59件)、進歩性(62件)等に関し多くのコメントがありました。
- ・昨年度と同様に、審査官とのコミュニケーションに関しては、肯定的な意見も多く、ユーザーにとって関心の高い事項であることがうかがえます。

図 5 は、上記項目別の評価に関する意見・要望等(自由記載欄による回答)を分類し、肯定的又は否定的意見の別で分類し集計したものです。

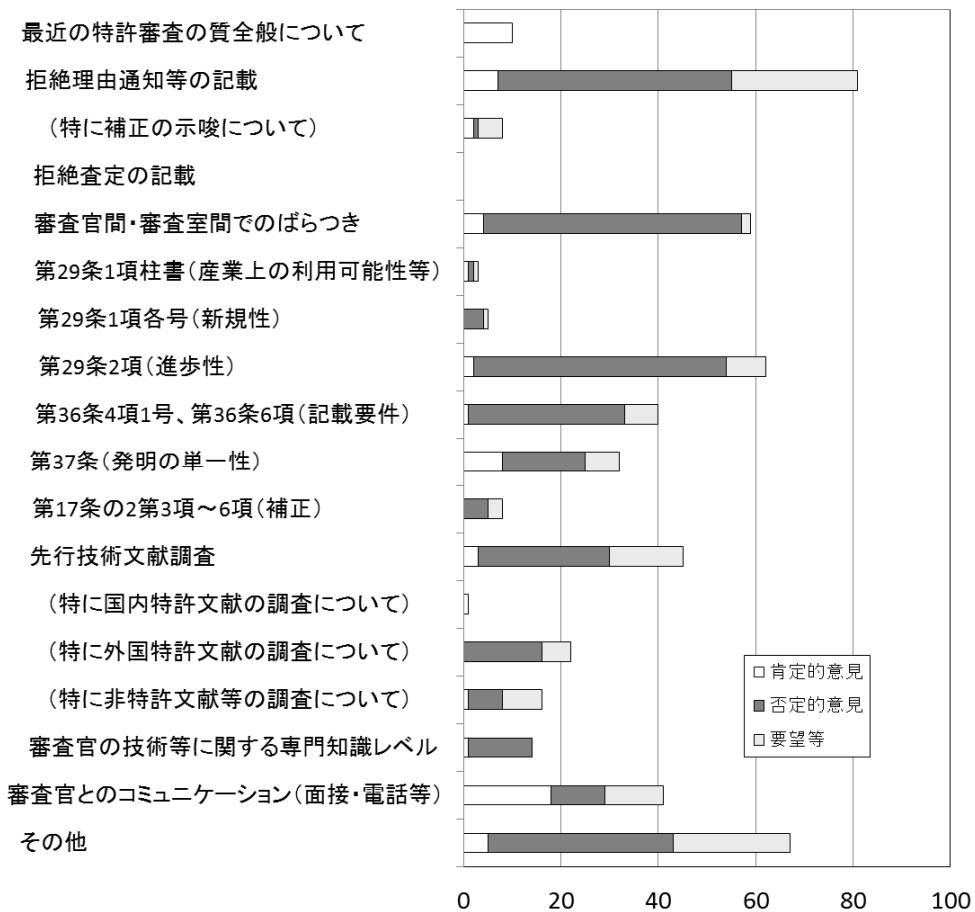


図 5. 各項目に関する意見・要望:国内出願

⑥他国庁との比較について

- ・日本国特許庁が優れている点として、先行技術文献調査、審査官の技術理解力、ばらつきのない判断、新規性・進歩性等の判断が多く挙げられました。
- ・欧州特許庁(EPO)は、先行技術文献調査や、拒絶理由通知等の記載について、米国特許商標庁(USPTO)は拒絶理由通知の記載について、優れているという意見が多く挙げられました。

表 9 は、国内特許審査の質に関し、日本国特許庁の方が他国の特許庁よりも優れていると感じる点について集計したものです。集計にあたっては、ユーザーの自由記載による回答を所定の項目に沿って分類しました。

表 9. 日本国特許庁が他国の特許庁よりも優れていると感じる点:国内出願

日本国特許庁が優れていると感じる点	回答数[*1]
先行技術文献調査[*2]	135
審査官の技術理解力	75
ばらつきのない判断	66
新規性・進歩性等の判断	62
拒絶理由通知等の記載	42
審査のスピード	25
明細書の記載要件等の判断	14
審査官とのコミュニケーション	11
補正の示唆	6
発明の单一性の判断	4
その他[*3]	44

*1 有効回答数は 325 件。ただし、1 つの回答に複数の意見が含まれる場合は意見ごとに集計した。

*2 特に国内特許文献の調査について優れていると回答していた 21 件を含む。

*3 その他の具体例:審査の質全般、審査官のレベルなど。

また、表 10 は、国内特許審査の質に関し、日本国特許庁よりも他国の特許庁の方が優れていると感じる点について集計したもので、集計にあたっては、ユーザーの自由記載による回答を所定の項目に沿って分類しました。

表 10. 日本国特許庁よりも他国の庁の方が優れていると感じている点:国内出願

他国の特許庁が優れていると感じる点	回答数[*1]				
	欧州 特許庁	米国特許 商標庁	中国国家 知識産権 局	韓国 特許庁	その他 [*2]
拒絶理由通知等の記載	51	57	13	5	1
先行技術文献調査 (特に、外国特許文献の調査)	69	18	11	4	1
	33	13	4	3	0
	15	4	2	0	0
新規性・進歩性等の判断	22	10	1	2	0
審査のスピード	6	20	5	5	0
ばらつきのない判断	15	0	0	0	0
補正の示唆	7	5	0	0	0
審査官の技術理解力	10	4	2	1	1
明細書の記載要件等の判断	8	1	1	0	0
面接等の意見表明機会が多い	7	9	0	0	0
発明の单一性の判断	3	7	0	0	0
その他[*3]	18	14	4	2	1

*1 有効回答数は 232 件。ただし、1 つの回答に複数の意見が含まれる場合は意見ごとに集計した。

*2 「その他」の具体例:「拒絶理由通知等の記載」「先行技術文献調査」「審査官の技術理解力」はロシア特許庁、「その他(小発明の審査手法)」はタイ特許庁。

*3 「その他」の具体例:特許審査の質全般、検索システム、各国特有の精度に関するものなど。

上記表 10 のとおり、欧州特許庁及び米国特許商標庁について、拒絶理由通知等の記載が優れているとする意見が多数でした。これらの意見の具体的な内容としては、日本国特許庁よりも記載がていねい、詳細又は明確であるというものが大半であり、特に本願発明と先行技術文献との対比の記載や、請求項ごとの説明について、このような点を感じているという意見が多くみられました。

⑦他者による出願の審査に対する意見について

- ・他者による出願の審査についての評価では、「普通」以上の評価が74.9%と、国内特許審査の質全般についての評価(92.5%)に比べ低くなりました。
- ・回答としては、特に先行技術調査や技術的な判断が甘いと感じる、請求項の記載(権利範囲)が不明確なものが特許になると困る、といった点について多くの意見がありました。

表 11 は、他者による出願の審査についての5段階評価を集計したものです。

表 11. 他者の出願案件の審査についての満足度(国内出願)

5段階評価	回答数	割合[*1]
5:満足	4	0.8%
4:比較的満足	35	7.4%
3:普通	317	66.7%
2:比較的不満	107	22.5%
1:不満	12	2.5%
わからない	129	—
合計	604	100%

*1 「わからない」とした回答を除いた割合。

表 12 は、他者による出願の審査に対する意見について集計したものです。集計にあたっては、ユーザーの自由記載による回答につき、類似するものを所定の観点に分類して整理しました。

表 12. 他者の出願案件の審査について感じる点(国内出願)

観点	回答数 [*1]
先行技術調査や技術的な判断が甘いと感じる	43
請求項の記載(権利範囲)が不明確なものが特許になると困る	20
数値限定に関する審査に疑問を感じる(進歩性・明確性)	17
在外出願人による出願の審査に疑問を感じる	13
早期審査における判断等に疑問を感じる	11
情報提供制度について (審査で活用してほしい、提供の機会を確保してほしい。)	9
特許査定の理由が不明である	8
面接審査での検討内容が不明である(面接記録を充実させてほしい。)	5
特に不適切と感じることはない、などの肯定的な意見	13
その他[*2]	35

*1 有効回答数は 174 件。ただし、1 つの回答に複数の意見が含まれる場合は意見ごとに集計した。

*2 「その他」の具体例:審査が甘い(特許査定が多い。)、審査判断に疑問を感じることがある、など。

上記表 12 において、「先行技術調査や技術的な判断が甘いと感じる」という意見の回答者(43 名)についてさらに詳細に確認したところ、これらの回答者の項目別の質の評価については、表 13 のとおり、進歩性や外国特許文献調査及び非特許文献調査について不満という回答の割合が高く、これらの項目が上記意見の主な要因と考えられます。

表 13. 他者案件について「先行技術調査や技術的な判断が甘いと感じる」回答者の項目別評価

	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	分からぬ
新規性の運用	5	19	17	2	0	0
進歩性の運用	1	11	13	17	1	0
国内特許文献の調査	5	19	18	1	0	0
外国特許文献の調査	1	7	19	11	2	3
非特許文献等の調査	3	3	21	10	3	3

⑧その他国内特許審査に関する意見(自由記載)について

様々な事項に関する意見が寄せられましたが、特に件数の多かったものとして、「付与後異議制度(付与後レビュー)を導入してほしい」(8件)、「特許査定の場合に理由が第三者に分かるようにしてほしい」(6件)、「無効にならない特許を望む」(6件)、「早期審査について審査が十分でないようを感じる」(4件)といった意見がありました。

⑨アンケートに関する意見(自由記載)について

本アンケートに関しては、良い試みだと思う、今後も継続を希望する、などの肯定的意見(16件)のほか、施策への反映を望む(8件)、結果の公表を希望する(2件)などの意見が寄せられました。また、アンケートの具体的な改善提案として、個別案件の選定方法(30件)や、質問票の内容・レイアウト(22件)、スケジュールやタイミング(11件)などに関する意見がありました。

(2)国際調査等の質一般について(国際出願)

①国際調査等の質全般について

- ・国際調査等の質全般への評価(全体評価)では、満足しているという回答(38.6%)を含め、「普通」以上の評価が94.6%と高く、国際調査等の質全般についてはおおむね問題ないと考えられます(昨年度95.1%)。

表14及び図6は、最近(1年程度)の国際調査等の質全般についての5段階評価を集計したものです。

表14. 質全般への評価:国際出願

5段階評価	回答数	割合
5:満足	8	3.1%
4:比較的満足	100	38.6%
3:普通	137	52.9%
2:比較的不満	13	5.0%
1:不満	1	0.4%
合計	259	100%

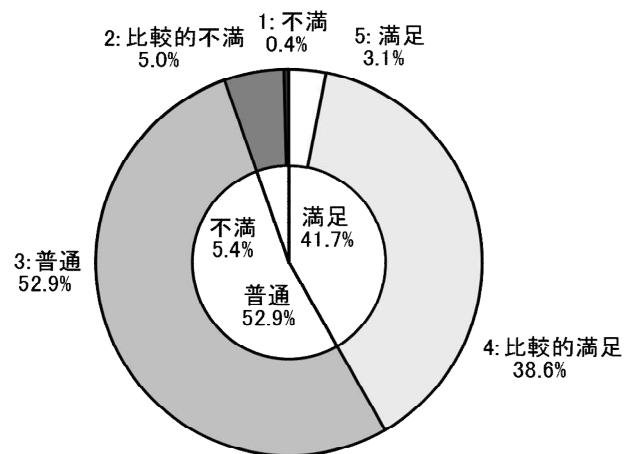


図6. 質全般への評価:国際出願

②項目別の質の評価について

- ・項目別では「国内特許文献の調査」に対し満足していると回答した者の割合が最も高く、54.3%でした(昨年度54.3%)。
- ・一方、「外国文献の調査」、「非特許文献の調査」、及び「国際段階と国内段階でのばらつきのない判断」に対し、不満があると回答した者の割合が高くなりました。

表15は、項目別の評価件数を示したもので、図7は、表15から「分からぬ」という回答を除いた回答内容の割合を各項目別に示したものです。

表 15. 項目別の評価:国際出願

質問項目	満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	分からぬ
国際特許分類の精度	16	88	127	5	0	23
除外対象に関する判断	12	39	93	2	1	112
单一性違反に関する判断	8	66	155	12	1	17
新規性・進歩性に関する判断	6	92	143	16	2	0
新規性・進歩性に関する見解の記載	4	101	134	18	2	0
サーチに 関して	国内特許文献の調査	26	114	112	5	1
	外国特許文献の調査	3	38	130	68	8
	非特許文献等の調査	3	29	138	48	6
記載不備等に関する判断	5	46	161	13	1	33
審査官間・審査室間でのばらつきのない判断	4	38	168	30	2	17
不満を感じるばらつきの対象						
同一の技術分野におけるばらつき		6				
異なる技術分野同士でのばらつき		7				
他国特許庁と日本国特許庁との間のばらつき		30				
国際段階と国内段階でのばらつきのない判断	5	46	137	53	7	11

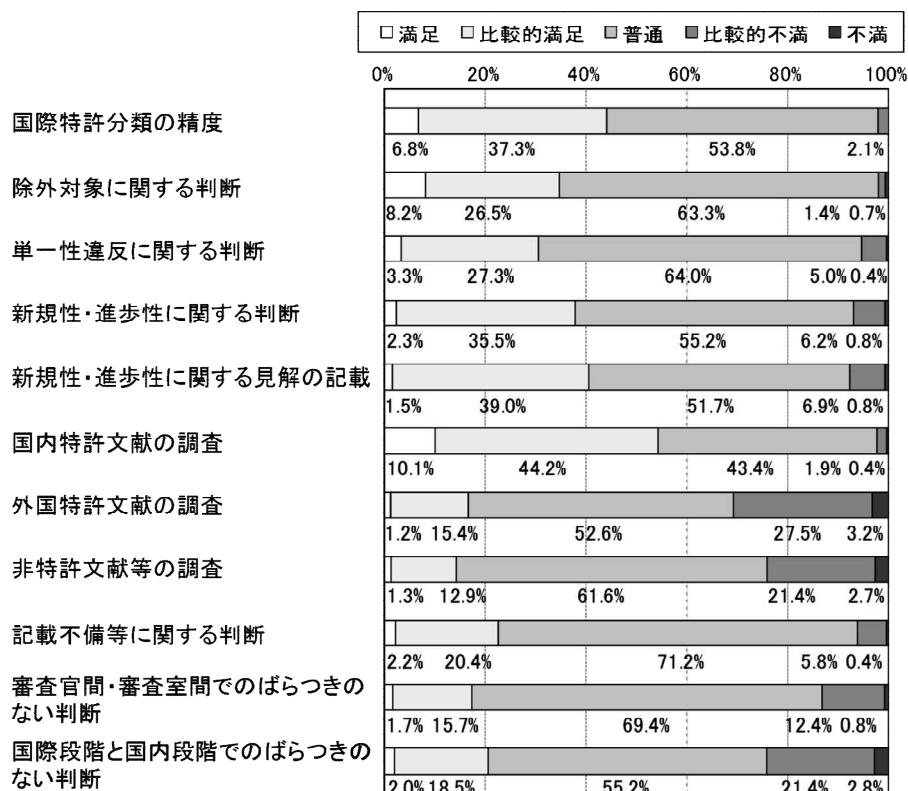


図 7. 項目別の評価の割合:国際出願

③上記各項目に関する意見・要望について

- 自由記載によるユーザーからの追加の意見として、国際段階と国内段階(日本・外国)との整合性(計33件)、先行技術文献調査(17件:特に外国特許文献調査につき15件)に関するものが比較的多數でした。

図8は、上記項目別の評価に関する意見・要望等(自由記載欄による回答)について分類し、肯定的又は否定的意見の別で集計したものです。

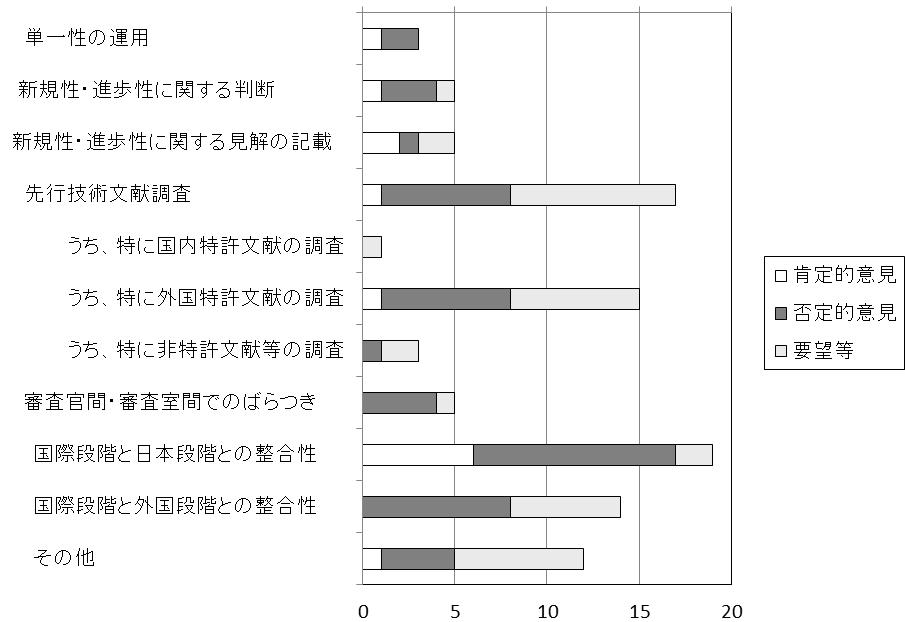


図8. 各項目に関する意見・要望:国際出願

④他国庁との比較について

- ・日本国特許庁が他国庁より優れている点として、「先行技術文献調査」が多く挙げられました。
- ・一方、他国庁が日本国特許庁より優れている点としては、特に欧州特許庁(EPO)における「先行技術文献調査」をあげる意見が、上記意見と同程度ありました。

表16は、国際調査等の質に関し、日本国特許庁の方が他の特許庁よりも優れていると感じる点について集計したものです。集計にあたっては、ユーザーの自由記載による回答を所定の項目に沿って分類しました。

表16. 日本国特許庁が他の特許庁よりも優れていると感じる点:国際出願

日本国特許庁が優れていると感じる点	回答数[*1]
先行技術文献調査[*2]	57
新規性・進歩性等の判断	12
審査官の技術理解力	10
ばらつきのない判断	9
見解書等の記載	7
調査のスピード	3
記載要件等の判断	2
審査官とのコミュニケーション	1
その他[*3]	1

*1 有効回答数は79件。ただし、1つの回答に複数の意見が含まれる場合は意見ごとに集計した。

*2 特に国内特許文献の調査について優れていると回答していた18件を含む。

*3 その他の内容:調査手数料が安い。

表17は、国際調査等の質に関し、日本国特許庁よりも他の特許庁の方が優れていると感じる

点について集計したものです。集計にあたっては、ユーザーの自由記載による回答を所定の項目に沿って分類しました。

表 17. 日本国特許庁よりも他国の庁の方が優れていると感じている点：国際出願

他国の特許庁が優れていると感じる点	回答数[*1]			
	欧州特許庁	米国特許 商標庁	中国国家知 識産権局	韓国特許庁
先行技術文献調査 (特に、外国特許文献の調査) (特に、非特許文献等の調査)	51	11	0	1
	29	6	0	0
	6	1	0	0
見解書等の記載	3	1	0	0
新規性・進歩性等の判断	3	0	0	0
審査官の技術理解力	2	0	0	0
記載要件等の判断	0	0	1	0
面接等の意見表明機会が多い	1	0	0	0
その他[*2]	6	2	2	1

*1 有効回答数は 69 件。ただし、1 つの回答に複数の意見が含まれる場合は意見ごとに集計した。

*2 その他の具体例：英語圏における指定国での審査の予測性が高い、審査請求費用が安いなど。

⑤その他の PCT 国際調査等に関する意見（自由記載）について

PCT 国際調査等についても様々な意見が寄せられましたが、特に、(他国特許庁との制度・判断の調和や、外国文献を含めた先行技術調査などによって、) 日本国特許庁が作成する国際調査報告の内容が国内段階でも尊重されることを要望する意見が多数(15 件)でした。

(3)特定の特許出願における審査の質について(国内出願)

①アンケート対象案件における国内特許審査の質について(全般)

- ・アンケート対象となった特定の国内出願に関する特許審査の質について、「普通」以上の評価を得た案件が88.2%を占めました(昨年度84.8%)。
- ・特に、満足していると回答された案件が59.2%と大半を占めました(昨年度52.1%)。

表18及び図9は、アンケート対象となった特定の国内出願における特許審査の質についての5段階評価を集計したものです。

表18. 特定案件の審査の質への評価:国内出願

5段階評価	回答数	割合
5:満足	345	17.8%
4:比較的満足	801	41.4%
3:普通	561	29.0%
2:比較的不満	191	9.8%
1:不満	38	2.0%
合計	1936	100%

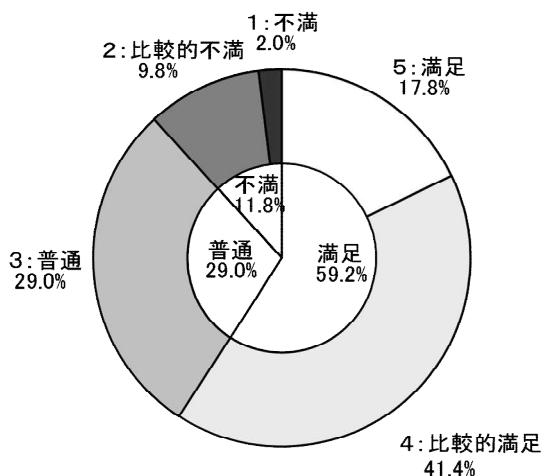


図9. 特定案件の審査の質への評価:国内出願

②アンケート対象案件における国内特許審査の質について(最終処別)

- ・満足していると回答された割合は、特許査定案件>応答なし拒絶査定案件>意見拒絶査定案件の順にそれぞれ約10ポイント高くなりました。
- ・不満があると回答された案件の割合については、意見拒絶査定が27.2%であるところ、応答なし拒絶査定案件や、特許査定案件では10%前後と低く、ユーザーの納得感の高さを示しているといえます。

表19及び図10は、アンケート対象となった特定の国内出願に関する特許審査の質の評価についての最終処別集計結果を示したものです。

なお、用語の意味は以下のとおりです。

「応答なし拒絶査定」：査定直前の拒絶理由通知に対し、出願人による意見書や手続補正書が提出されずに拒絶査定に到ったもの。

「意見拒絶査定」：査定直前の拒絶理由通知に対し、出願人による意見書や手續補正書が提出され、これを受けて拒絶査定がなされたもの。

表 19. 特定案件の審査の質への評価: 国内出願(最終処分別)

5段階評価	特許査定	応答なし 拒絶査定	意見拒絶査定
5:満足	303	30	12
4:比較的満足	569	138	94
3:普通	347	122	92
2:比較的不満	106	29	56
1:不満	11	9	18
合計	1336	328	272

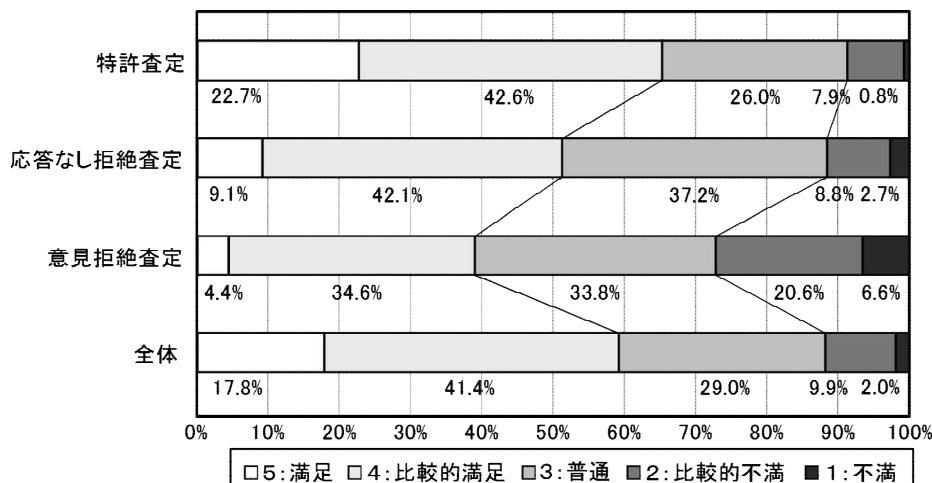


図 10. 特定案件の審査の質への評価の割合: 国内出願(最終処分別)

③アンケート対象案件における国内特許審査の質について(拒絶理由通知回数別: 特許査定)

- ・特許査定案件であっても、拒絶理由通知回数が多く、手続の負担が大きいほど不満があると回答された割合が高くなりました。ただし、満足と回答された割合については、拒絶理由通知3回以上の案件で、拒絶理由通知2回の案件より若干多く、通知回数の多さがていねいな応対として評価を受けた場合もあったものと考えられます。

表 20 及び図 11 は、最終処分が特許査定である案件における国内特許審査の質の評価について、拒絶理由通知回数別に細分化したものです。

表 20. 特定案件の審査の質への評価: 国内出願(特許査定: 拒絶理由通知回数別)

5段階評価	拒絶理由通知 なし	拒絶理由通知 1回	拒絶理由通知 2回	拒絶理由通知 3回以上	合計
5:満足	111	145	43	4	303
4:比較的満足	50	384	114	21	569
3:普通	65	210	64	8	347
2:比較的不満	3	65	34	4	106
1:不満	0	5	4	2	11
合計	229	809	259	39	1336

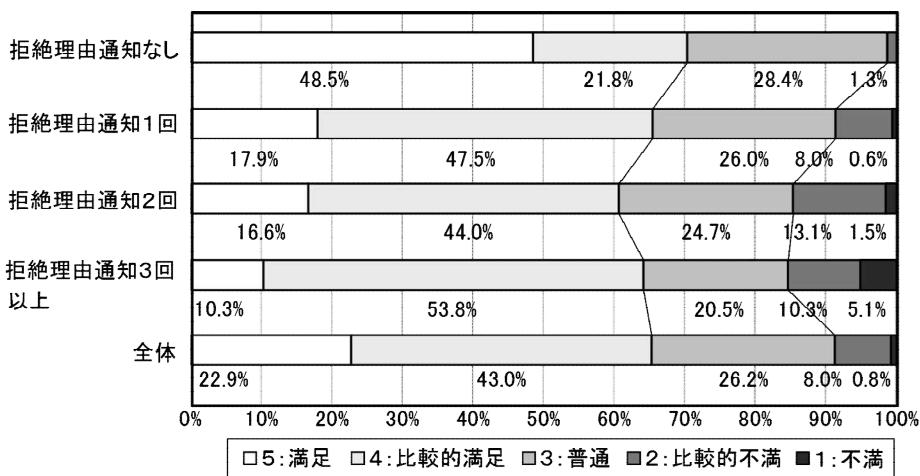


図 11. 特定案件の審査の質への評価の割合:国内出願(特許査定:拒絶理由通知回数別)

④アンケート対象案件における国内特許審査の質について(拒絶理由通知回数別:拒絶査定)

表 21 及び図 12 は、最終処分が応答なし拒絶査定である案件における国内特許審査の質の評価について、拒絶理由通知回数別に細分化したものです。

表 22 及び図 13 は、最終処分が意見拒絶査定である案件における国内特許審査の質の評価について、拒絶理由通知回数別に細分化したものです。

表 21. 特定案件の審査の質への評価:国内出願(応答なし拒絶査定:拒絶理由通知回数別)

5段階評価	拒絶理由通知 1回	拒絶理由通知 2回	拒絶理由通知 3回以上	合計
5:満足	26	2	2	30
4:比較的満足	120	17	1	138
3:普通	95	21	6	122
2:比較的不満	22	5	2	29
1:不満	8	1	0	9
合計	271	46	11	328

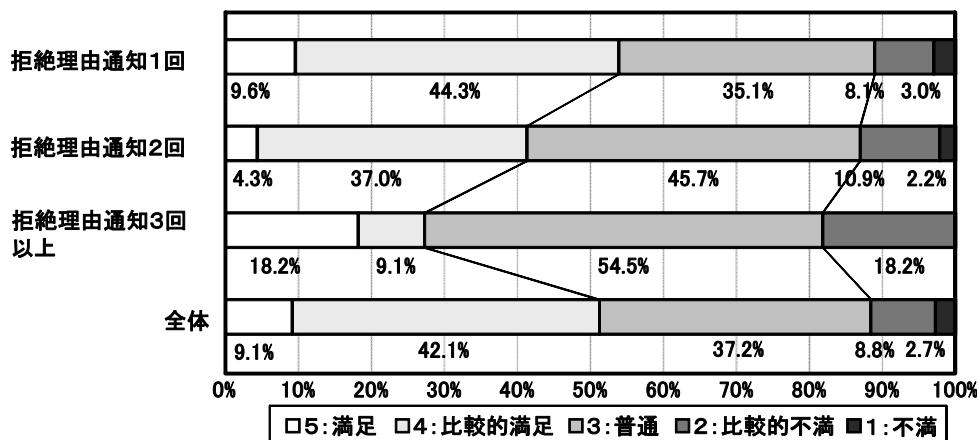


図 12. 特定案件の審査の質への評価の割合:国内出願(応答なし拒絶査定:拒絶理由通知回数別)

表 22. 特定案件の審査の質への評価: 国内出願(意見拒絶査定: 拒絶理由通知回数別)

5段階評価	拒絶理由通知 1回	拒絶理由通知 2回	拒絶理由通知 3回以上	合計
5:満足	10	2	0	12
4:比較的満足	71	23	0	94
3:普通	58	31	3	92
2:比較的不満	37	19	0	56
1:不満	13	5	0	18
合計	189	80	3	272

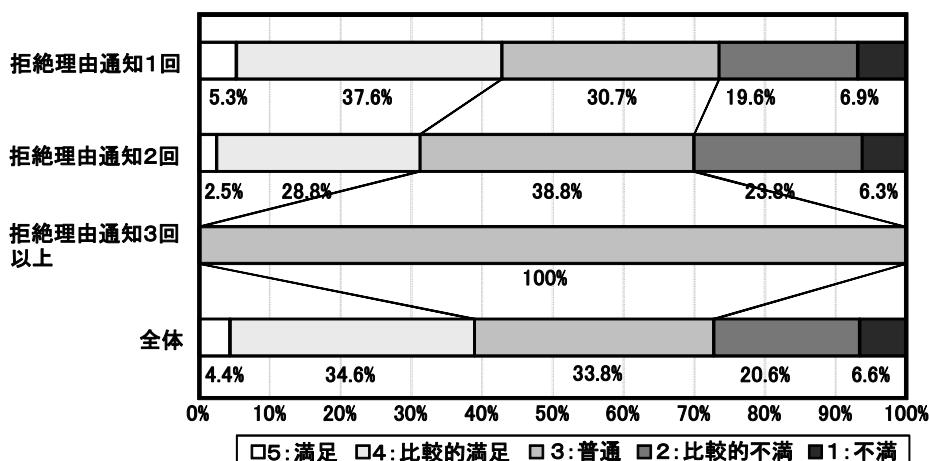


図 13. 特定案件の審査の質への評価の割合: 国内出願(意見拒絶査定: 拒絶理由通知回数別)

⑤アンケート対象案件における審査の質に満足している理由について

・「拒絶理由通知／拒絶査定の記載内容がていねいで分かりやすい」及び「新規性・進歩性に関する判断が適切である」が、満足の理由として多く挙げられました。

表 23 は、アンケート対象となった特定の国内出願に関する特許審査の質について満足している(5段階評価で5又は4)理由についての集計結果を示したものです。

表 23. 特定案件の審査の質に満足している理由: 国内出願

満足している理由	回答数[*1]
拒絶理由通知／拒絶査定の記載内容がていねいで分かりやすい	701
新規性・進歩性に関する判断が適切である	689
サーチ範囲・サーチ結果が適切である	321
審査官とのコミュニケーション(面接、電話等による連絡)が有用であった(たとえば補正の示唆等)	53
その他[*2]	125

*1 有効回答数は 1146 件。ただし、1 つの回答に複数の理由が含まれる場合は理由ごとに集計した。

*2 その他の例: 拒絶理由通知が発せられることなく特許査定となったこと、補正の示唆が適切だったこと、審査官に技術内容が十分に理解されたこと、審査がていねいで分かりやすかったこと、など。

⑥アンケート対象案件における審査の質に不満がある理由について

- ・不満がある具体的な理由としては、「新規性・進歩性を欠いている理由についての説明が十分でない」が最も多く、次いで「新規性・進歩性に関する判断に不満がある」が多く指摘されました。

表 24 は、アンケート対象となった特定の国内出願に関する特許審査の質について不満がある(5段階評価で2又は1)理由について、オフィスアクション別に集計した結果を示したものです。

なお、これらの評価がなされた案件については、さらに詳細な分析を行いました(→3. (2)を参照)。

表 24. 特定案件の審査の質に不満がある理由:国内出願

不満がある理由	回答数[*1](指摘率[*2])				
	1回目の拒絶理由通知	2回目の拒絶理由通知	3回目以降の拒絶理由通知	拒絶査定	特許査定
拒絶理由通知／拒絶査定を読んでも審査官の判断又は意図がよく理解できない	28(1.6%)	7(1.6%)	2(3.8%)	11(1.8%)	0
新規性・進歩性を欠いている理由についての説明が十分でない	75(4.4%)	11(2.5%)	1(1.9%)	12(2%)	0
新規性・進歩性に関する判断に不満がある	71(4.2%)	27(6.2%)	3(5.7%)	42(7%)	1(0.1%) [*3]
引用文献が必要以上に多く提示されている	12(0.7%)	2(0.5%)	2(3.8%)	4(0.7%)	0
産業上の利用可能性、「発明」に該当するか否か(第 29 条第 1 項柱書)に関する判断に不満がある	3(0.2%)	0	0	0	0
記載要件(第 36 条第 4 項第 1 号、第 36 条第 6 項)を満たしていないとする理由についての説明が十分でない	5(0.3%)	1(0.2%)	0	1(0.2%)	0
記載要件(第 36 条第 4 項第 1 号、第 36 条第 6 項)に関する判断に不満がある	18(1.1%)	6(1.4%)	1(1.9%)	4(0.7%)	1(0.1%) [*4]
単一性違反(第 37 条)に関する判断に不満がある	9(0.5%)	0	0	0	0
サーチ範囲・サーチ結果に不満がある	7(0.4%)	1(0.2%)	0	3(0.5%)	1(0.1%) [*3]
審査官とのコミュニケーション(面接、電話等による連絡)に不満がある	3(0.2%)	1(0.2%)	0	1(0.2%)	0
その他[*5]	20(1.2%)	6(1.4%)	0	7(1.2%)	4(0.3%) [*6]

*1 有効回答数は 229 件。ただし、1 つの回答に複数の理由が含まれる場合は理由ごとに集計した。

*2 指摘率は、各項目の回答数を、アンケート対象案件 1936 件中に含まれる各オフィスアクションの総数で割った値である。各オフィスアクションの総数は、1回目の拒絶理由通知が 1707 件、2回目の拒絶理由通知が 438 件、3回目以降の拒絶理由通知が 53 件、拒絶査定が 600 件、特許査定が 1306 件。

*3 「本願発明は既存技術の組み合わせ技術にもかかわらず、特許査定を得られたが、検索、審査について不満をもった」という意見。

*4 「記載要件の判断につき、必要以上に限定を求められた」という意見。

*5 「審査請求から最初の拒絶理由通知の発送までの時間がかかりすぎ」、「拒絶査定ではなく拒絶理由通知とすべき」、「審査官変更による判断の差異に不満」、「拒絶理由通知の記載不備による、手続費用と時間面での不利益」など。

*6 「審査の時間がかかり過ぎ」など。

(4)特定の国際出願における国際調査等の質について(国際出願)

①アンケート対象案件における国際調査等の質について(全般)

- ・アンケート対象となった特定の国際出願に関する国際調査等の質について、「普通」以上の評価を得た案件が88.7%を占めました(昨年度87.1%)。
- ・特に、満足していると回答された案件が59.3%と大半を占めました(昨年度54.3%)。

表25及び図14は、アンケート対象となった特定の国際出願に関する国際調査等の質についての5段階評価を集計したものです。

表25. 特定案件の調査等の質への評価:国際出願

5段階評価	回答数	割合
5:満足	88	13.8%
4:比較的満足	291	45.5%
3:普通	188	29.4%
2:比較的不満	64	10.0%
1:不満	8	1.3%
合計	639	100%

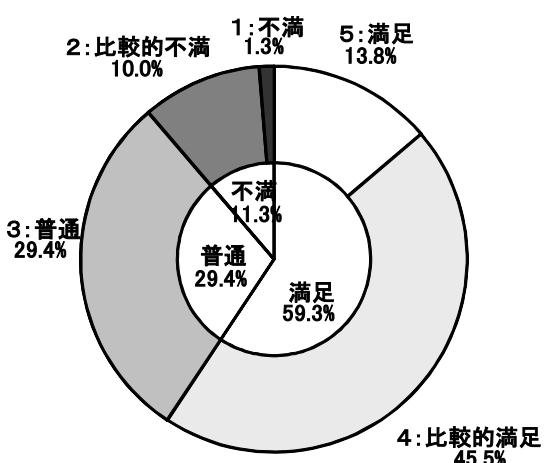


図14. 特定案件の調査等の質への評価:国際出願

②アンケート対象案件における調査等の質に満足している理由について

- ・「国際調査報告・見解書等の記載内容がていねい」、「新規性・進歩性に関する判断が適切」、及び「サーチ範囲・結果が適切」が、満足の理由として多く挙げられました。

表26は、アンケート対象となった特定の国際出願に関する国際調査等の質について満足している(5段階評価で5又は4)理由についての集計結果を示したものです。

表26. 特定案件の調査等の質に満足している理由:国際出願

満足している理由	回答数[*1]
国際調査報告・見解書等の記載内容がていねいで分かりやすい	217
新規性・進歩性に関する判断が適切である	225
サーチ範囲・サーチ結果が適切である	143
その他[*2]	36

*1 有効回答数は379件。ただし、1つの回答に複数の理由が含まれる場合は理由ごとに集計した。

*2 発明の内容をよく理解していた、審査が早かったこと、引用例との対比が明確だったことなど。

③アンケート対象案件における調査等の質に不満がある理由について

- 「新規性・進歩性に関する判断に不満がある」、「新規性・進歩性を欠いている理由についての説明が十分でない」、「引用箇所の指摘が不十分」が、不満の理由として多く挙げられました。

表 27 は、アンケート対象となった特定の国際出願に関する国際調査等の質に不満がある(5段階評価で2又は1)理由について、国際調査報告・国際調査機関の見解書と国際予備審査報告別に集計した結果を示したものです。

なお、これらの評価がなされた案件については、さらに詳細な分析を行いました(→3. (2)を参照)。

表 27. 特定案件の調査等の質に不満がある理由:国際出願

不満がある理由	回答数[*1](指摘率[*2])	
	国際調査報告・国際調査機関の見解書	国際予備審査報告
新規性・進歩性を欠いている理由についての説明が十分でない	31(4.9%)	0
新規性・進歩性に関する判断に不満がある	42(6.6%)	0
引用箇所の指摘が不十分であるため、引用文献のどの箇所に記載されているのかが分かりにくい	13(2%)	0
引用文献が必要以上に多く提示されている	4(0.6%)	0
除外対象に関する判断に不満がある	1(0.2%)	0
単一性に関する判断に不満がある	3(0.5%)	0
記載不備等と判断した理由についての説明が十分でない	1(0.2%)	0
記載不備等に関する判断に不満がある	1(0.2%)	0
サーチ範囲・サーチ結果に不満がある	8(1.3%)	1(2.2%)
付与された国際特許分類に不満がある	0	0
その他[*3]	3(0.5%)	1(2.2%)

*1 有効回答数は 72 件。ただし、1 つの回答に複数の理由が含まれる場合は理由ごとに集計した。

*2 指摘率は回答数を、国際調査報告・国際調査機関の見解書の総数(639 件)又は国際予備審査報告の総数(45 件)でそれぞれ割った値である。

*3 新規性・進歩性の判断が国際段階と国内段階とでばらついているなど。

3. アンケート回答内容の詳細分析

(1) 各評価項目と全体評価との相関分析

① 分析の内容

特許審査に対する評価(満足度)の向上に向けて、どのような点に優先的に注力するべきか把握するため、各個別の評価項目(拒絶理由通知の記載、進歩性の運用、等)の評価が、質全般への評価(全体評価)に対して与える影響について調査しました。

このような影響の強さは、一般の顧客満足度調査においてもよく行われるとおり、全体評価(特許審査の質全般に対する5段階評価)と、各個別の評価項目の評価(項目別の5段階評価)との間の相関係数の大きさにより分析することができます。

図 15 は、個別の評価項目(拒絶理由通知等の記載)の評価と、全体評価との関係を示した例です。円の大きさは当該評価の回答件数、実線は回帰直線を表しています。

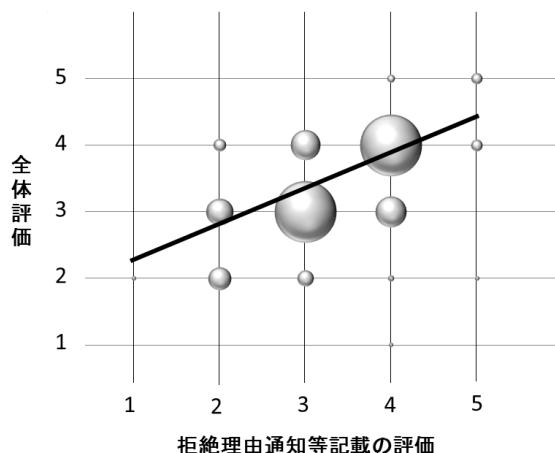


図 15. 個別の評価項目の評価と全体評価の関係(例)

② 各評価項目の評価と全体評価との相関係数(国内出願)

- ・全体評価との相関係数が大きい項目は、「拒絶理由通知等の記載」、「進歩性の運用」、及び「国内特許文献の調査」であり、これらの項目での評価は、全体評価に影響しやすく、特に重要な項目であるといえます。

表 28 及び図 16 は、国内出願のアンケート(A票)における各評価項目の評価と全体評価の相関係数を示したものです。

なお、相関係数は1を最大値とするもので、厳密な基準ではないものの、一般的におおよそ0.5程度以上であれば、相応の(中程度の)相関があるとされます。

表 28. 各評価項目の評価と全体評価との相関係数(国内出願)

評価項目	全体評価との相関係数	昨年度(参考)
拒絶理由通知等(拒絶査定を除く)の記載	0.63	0.62
進歩性の運用	0.54	0.55
国内特許文献の調査	0.50	0.45
拒絶査定の記載	0.46	0.46
審査官間・審査室間でのばらつきのない判断	0.45	0.43
審査官の専門知識レベル	0.44	0.53
記載要件の運用	0.43	0.43
新規性の運用	0.43	0.46
付与された特許権の権利範囲	0.40	-
審査官とのコミュニケーション	0.38	0.38
明細書等の補正要件の運用	0.35	0.28
発明の単一性の運用	0.28	0.28
第 29 条 1 項柱書の判断	0.27	0.22
外国特許文献の調査	0.24	0.28
非特許文献等の調査	0.24	0.28

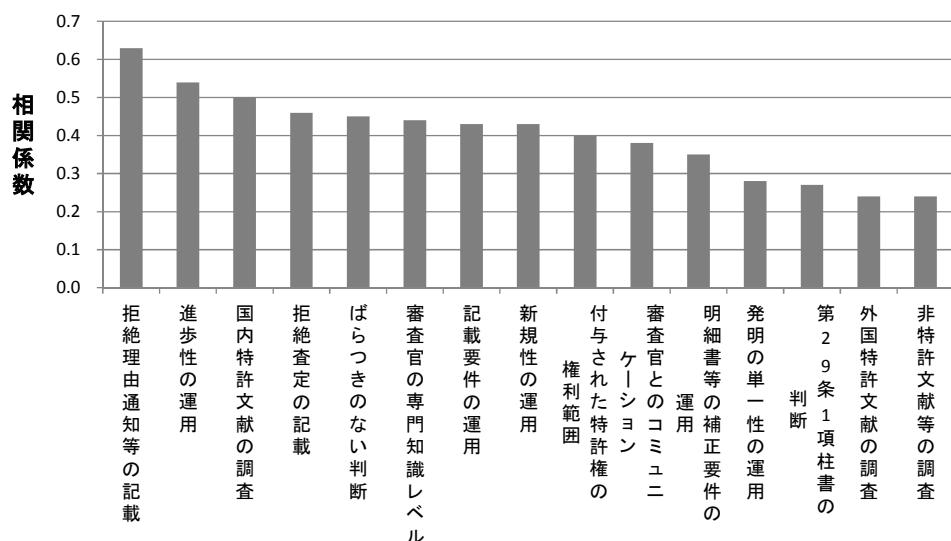


図 16. 各評価項目の評価と全体評価との相関係数(国内出願)

③各評価項目の評価及び全体評価との相関(国内出願)

・各項目における、現在の評価(満足度)と、全体評価との相関とをあわせて考慮すると、「拒絶理由通知等の記載」、「進歩性の運用」、「ばらつきのない判断」といった項目が重点課題といえます。

表 29 及び図 17 は、各項目の評価の平均と、上記相関係数の値を表したものです。図 17 のグラフ中、特に現在の評価が低く、全体評価との相関係数が大きい項目(グラフの左上「重点課題」に近い項目)、すなわち、「拒絶理由通知等の記載」、「進歩性の運用」、「ばらつきのない判断」といった点が重点的に取り組むべき課題であることが分かりました。

表 29. 各評価項目の評価及び全体評価との相関係数(国内出願)

評価項目	項目の評価 (平均)	全体評価との 相関係数
拒絶理由通知等の記載	3.35	0.63
進歩性の運用	3.00	0.54
国内特許文献の調査	3.54	0.50
拒絶査定の記載	3.23	0.46
ばらつきのない判断	2.80	0.45
審査官の専門知識レベル	3.21	0.44
記載要件の運用	3.09	0.43
新規性の運用	3.52	0.43
付与された特許権の権利範囲	3.15	0.40
審査官とのコミュニケーション	3.49	0.38
明細書等の補正要件の運用	3.21	0.35
発明の単一性の運用	3.05	0.28
第29条1項柱書の判断	3.61	0.27
外国特許文献の調査	2.93	0.24
非特許文献等の調査	2.95	0.24

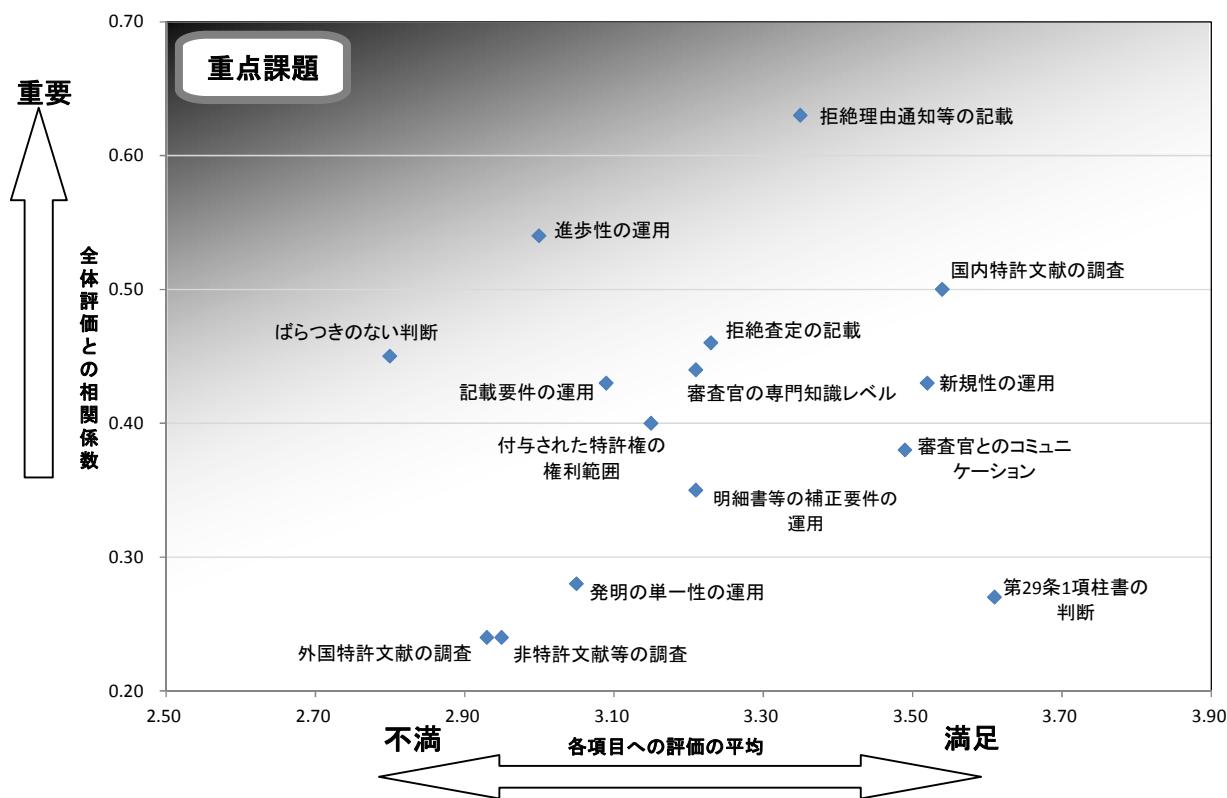


図 17. 各評価項目の評価及び全体評価との相関係数(国内出願)

④各評価項目の評価と全体評価との相関係数(国際出願)

- ・国際出願において、全体評価との相関係数が大きい項目は、「新規性・進歩性に関する判断」、「国際特許分類の精度」、「国内特許文献の調査」、「新規性・進歩性に関する見解の記載」でした。
- ・「外国特許文献の調査」について、全体評価との相関係数が大きく上昇した(昨年度 0.32→今年度 0.49)のをはじめ、「国内特許文献の調査」や「非特許文献等の調査」についても同様に上昇傾向が見られることから、先行技術調査の重要性がますます大きくなっているといえます。

表 30 及び図 18 は、国際出願のアンケート(C票)における各評価項目の評価と全体評価の相関係数を示したものです。

なお、相関係数は1を最大値とするもので、厳密な基準ではないものの、一般的におおよそ0.5程度以上であれば、相応の(中程度の)相関があるとされます。

表 30. 各評価項目の評価と全体評価との相関係数(国際出願)

評価項目	全体評価との 相関係数	昨年度(参考)
新規性・進歩性に関する判断	0.59	0.56
国際特許分類の精度	0.56	0.52
国内特許文献の調査	0.56	0.50
新規性・進歩性に関する見解の記載	0.54	0.56
外国特許文献の調査	0.49	0.32
国際段階と国内段階でのばらつきのない判断	0.40	0.40
審査官間・審査室間でのばらつきのない判断	0.37	0.33
非特許文献等の調査	0.37	0.28
記載不備等に関する判断	0.34	0.26
除外対象に関する判断	0.27	0.37
单一性違反に関する判断	0.27	0.28

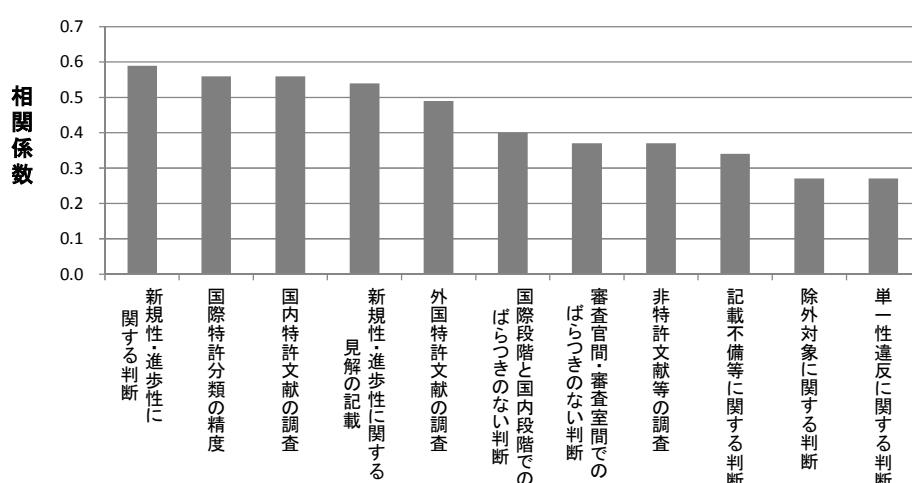


図 18. 各評価項目の評価と全体評価との相関係数(国際出願)

⑤各評価項目の評価及び全体評価との相関(国際出願)

- ・全体評価との相関係数が比較的高く、評価値の平均が低い「外国特許文献の調査」が大きな重点課題といえます。

表 31 及び図 19 は、各項目の評価の平均と、上記相関係数の値を表したものです。図 19 のグラフ中、現在の評価が低く、全体評価との相関係数が大きい項目(グラフの左上「重点課題」に近い項目)、すなわち「外国特許文献の調査」が重点的に取り組むべき課題であることが分かりました。

表 31. 各評価項目の評価及び全体評価との相関係数(国際出願)

評価項目	項目の評価 (平均)	全体評価との 相関係数
新規性・進歩性に関する判断	3.40	0.59
国際特許分類の精度	3.49	0.56
国内特許文献の調査	3.62	0.56
新規性・進歩性に関する見解の記載	3.34	0.54
外国特許文献の調査	2.93	0.49
国際段階と国内段階でのばらつきのない判断	2.96	0.40
審査官間・審査室間でのばらつきのない判断	3.05	0.37
非特許文献等の調査	2.89	0.37
記載不備等に関する判断	3.18	0.34
除外対象に関する判断	3.40	0.27
単一性違反に関する判断	3.28	0.27

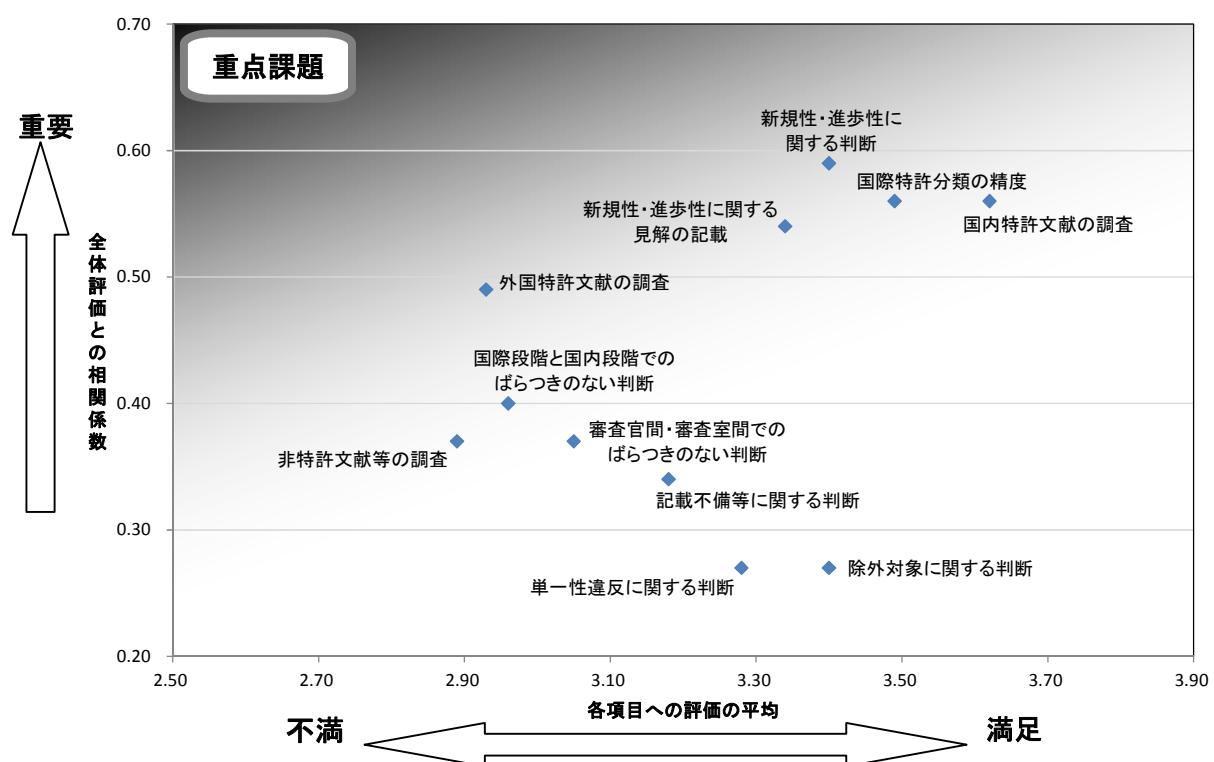


図 19. 各評価項目の評価及び全体評価との相関係数(国際出願)

(2)個別案件の具体的な指摘事項の分析について

ユーザーからは、アンケートの対象となった特定案件に対する意見のほか、自由記載的回答により、特許審査の手続や質が良かったと思われる案件や、逆に問題があったと思われる案件について意見が挙げられました。

このうち、特許審査の質が良かったと思われる案件としては、108件の国内出願案件と、9件の国際出願案件が挙げられました。このうち、国内出願案件では、面接及び電話応答により、充分な意思疎通を図ることができた点や、審査官によるていねいな拒絶理由通知の記載が良かった、あるいは審査判断に納得できたという意見が多く、国際出願案件では、見解書の記載がていねいでわかりやすかったことや、先行技術調査が適切(適切な先行文献が提示された。)であったという意見がありました。

また、特許審査の質に問題があったと思われる案件については、372件の国内出願案件と、17件の国際出願案件が挙げられました。これらの案件に対する指摘の内容について、特定の出願について(B票、D票において)、特許審査の質に不満があると回答された案件への指摘内容とあわせて分析を行いました。

①分析の内容

上記のとおり、特許審査の手續や質に問題があつたとして自由記載により回答された案件と、特定の出願に対し特許審査の質に不満があると回答された案件について、具体的な指摘内容を分析しました(自由記載案件:国内出願372件、国際出願17件、特定の出願:国内出願229件、国際出願72件、合計690件)。

この分析では、アンケート回答の内容について検討し、具体的な指摘事項を図 20 に示す#01～#57のいずれかに分類しました。

<p>・新規性・進歩性に関する指摘</p> <ul style="list-style-type: none">#01 本願発明の認定#02 引用発明の認定#03 引用文献の参考箇所の特定不十分(特定記載無しを含む)#04 周知(または慣用)技術の認定#05 周知(または慣用)技術の根拠文献の提示不十分(提示無しを含む)#06 一致点、相違点の判断#07 一致点、相違点(または対比関係)の記載不十分(記載無しを含む)#08 組合せ・動機づけについての判断#09 組合せ・動機づけの記載不十分(記載無しを含む)#10 設計的事項についての判断#11 設計的事項の記載不十分(記載無しを含む)#12 作用効果についての判断#13 請求項ごとの説明不十分(複数請求項の括り起案など)#14 上記以外で記載や形式に問題(日本語として理解困難、など)#15 その他
<p>・記載要件(36条)に関する指摘</p> <ul style="list-style-type: none">#16 サポート要件(36条6項1号)の判断#17 明確性要件(36条6項2号)の判断#18 実施可能要件(36条4項1号)の判断#19 記載不備についての説明・記載不十分#20 その他
<p>・単一性(37条)に関する指摘</p> <ul style="list-style-type: none">#21 単一性についての判断#22 単一性違反の説明・記載不十分#23 その他
<p>・補正要件に関する指摘</p> <ul style="list-style-type: none">#24 シフト補正の判断#25 新規事項追加の判断#26 最後の拒絶理由通知後の補正要件の判断#27 補正要件違反の説明・記載不十分#28 その他
<p>・サーチに関する指摘</p> <ul style="list-style-type: none">#29 サーチ範囲(検索式、時期的範囲)の設定・判断#30 国内特許文献のサーチ漏れ・不十分#31 外国特許文献のサーチ漏れ・不十分#32 非特許文献のサーチ漏れ・不十分#33 その他
<p>・拒絶理由通知、拒絶査定、特許査定に関する指摘</p> <ul style="list-style-type: none">#34 適切な文献や拒絶理由の後出し#35 補正等の示唆に関するもの#36 審査手続における権利範囲の過度な限定要求#37 「最後の」拒絶理由とした判断#38 十分な応答の機会なく拒絶査定#39 自己案件の特許査定の判断#40 他者案件の特許査定の判断
<p>・審査判断等のばらつきに関する指摘</p> <ul style="list-style-type: none">#41 審査官間・審査室間のばらつき#42 分割等の関係で関連付けられた案件同士でのばらつき#43 JPOでの国際段階と国内段階とのばらつき#44 審判とのばらつき#45 他国特許庁とのばらつき#46 その他
<p>・個々の審査官に対する指摘</p> <ul style="list-style-type: none">#47 技術理解の不足#48 審査官の専門性(バックグラウンド、担当部署)#49 法令・基準等の理解不足・適用誤り#50 面接や電話応対などのコミュニケーション#51 起案に記載された文章表現#52 その他
<p>・その他</p> <ul style="list-style-type: none">#53 審査官のケアレスミスまたは誤記#54 審査のタイミングや期間管理#55 特定案件についてでなく、制度・運用そのもののへの不満#56 手続に関する余分な負担やコスト増(拒絶理由への応答、審判請求、等)#57 その他

図 20. 指摘項目一覧

②新規性・進歩性に関する指摘について

- ・ユーザーの指摘は、その多くが今後の運用等の改善に有用であると認められるものでした。
- ・新規性・進歩性に関するものとしては、拒絶理由通知等の記載について多くの指摘がありました。特に、「一致点・相違点の記載」(#07)、「組合せ・動機づけの記載」(#09)、「引用文献の参照箇所の記載」(#03)について不十分との意見が多数でした。また、「請求項ごとの説明が不十分」(#13)との指摘も多く見られました。
- ・新規性・進歩性の判断については、「引用発明の認定」(#02)や「一致点、相違点の判断」(#06)、「組合せ・動機づけについての判断」(#08)に多くの指摘がありました。

図 21 は、新規性・進歩性に関する指摘の集計結果(全指摘件数838件に対する割合)を示したものです。

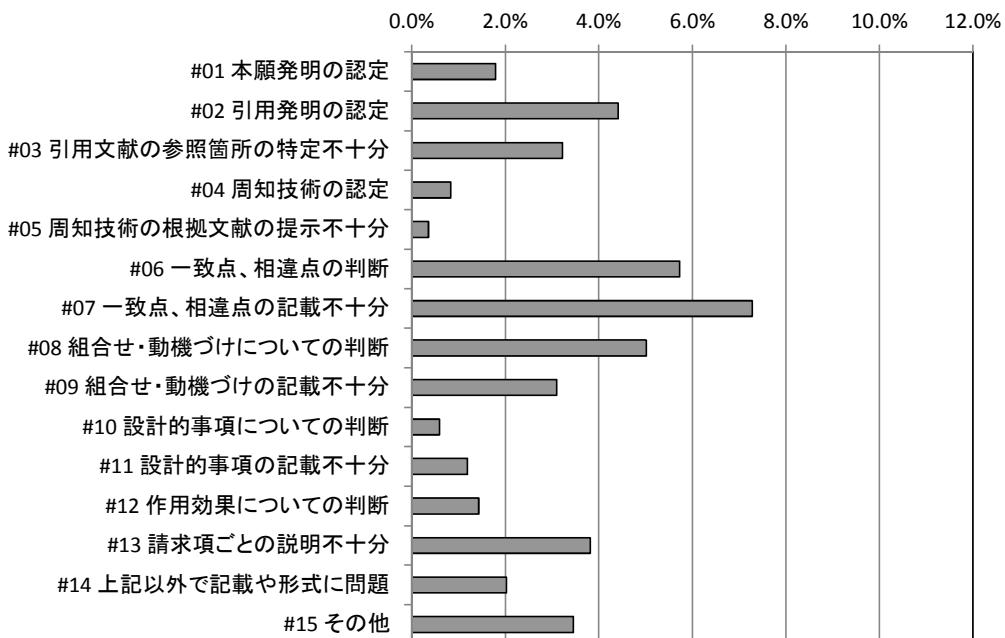


図 21. 新規性・進歩性に関する指摘件数の割合

③記載要件、単一性、及び補正要件に関する指摘について

- ・記載要件(36条)の判断に関する指摘が多く、特に「明確性要件(36条6項2号)の判断」について多くの指摘(#17)がありました。

図 22 は、記載要件、単一性、及び補正要件に関する指摘の集計結果(全指摘件数に対する割合)を示したものです。

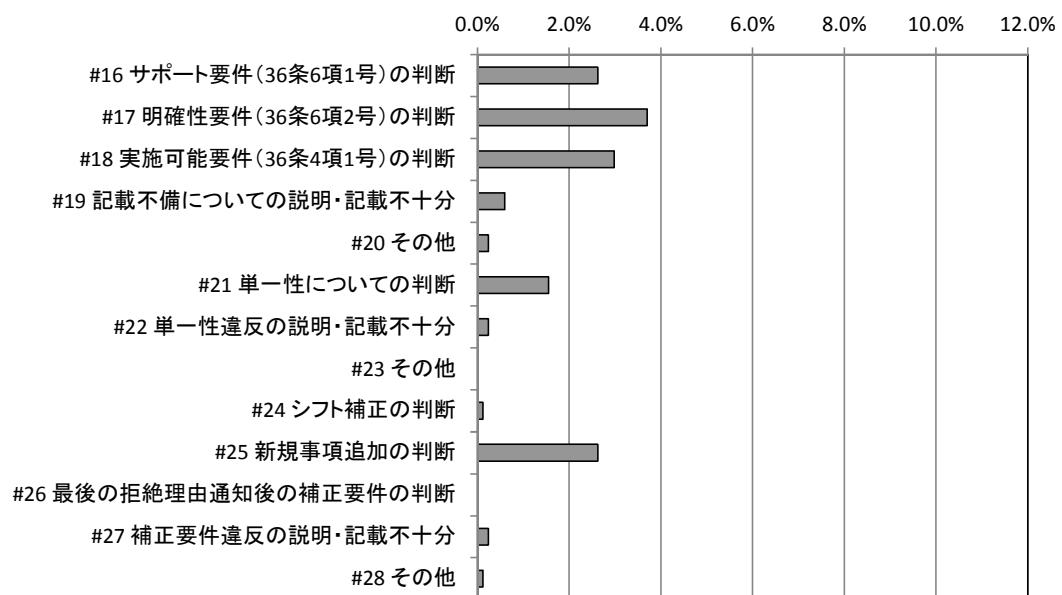


図 22. 記載要件、単一性、補正要件に関する指摘件数の割合

④サーチ、拒絶理由通知、拒絶査定、特許査定に関する指摘について

- 「十分な応答の機会なく拒絶査定を受けた」(#38)という点について多くの指摘がありました。
- 今年度のアンケートでは、A票に他者の出願案件に関する設問を設けたことから、他者案件についても多数の指摘が寄せられました。

図 23 は、サーチ、拒絶理由通知、拒絶査定、特許査定に関する指摘の集計結果(全指摘件数に対する割合)を示したものです。

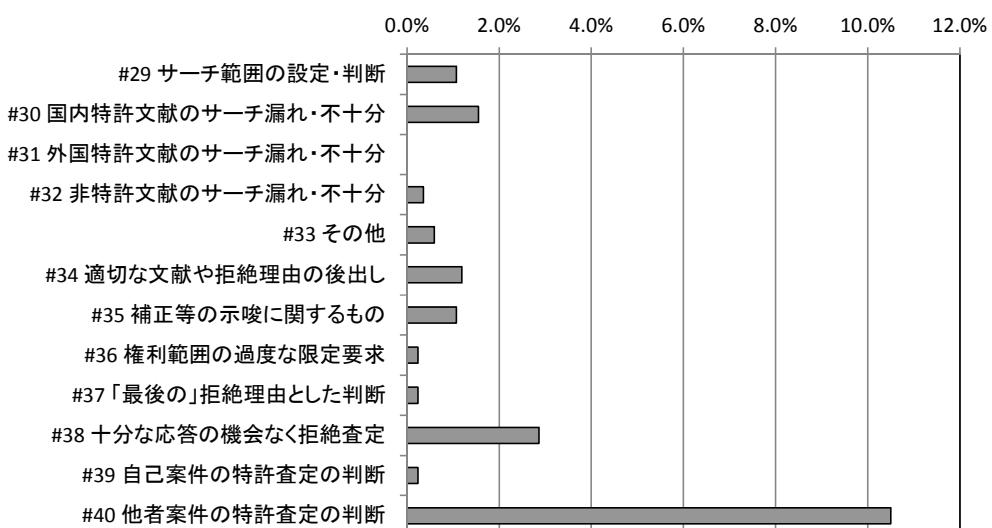


図 23. サーチ、拒絶理由通知、拒絶査定、特許査定に関する指摘件数の割合

⑤審査のばらつき、個々の審査官、その他に関する指摘について

- ・審査のばらつきに関しては、「国際段階と国内段階とのばらつき」(#43)及び「審査官間又は審査室間でのばらつき」(#41)に関し、多くの指摘がありました。
- ・その他の項目では、「手続に関する余分な負担増」(#56)、「審査官のケアレスミス又は誤記に起因」(#53)、「審査官の技術理解の不足」(#47)、「面接や電話応対などのコミュニケーション」(#50)に関し、多くの指摘がありました。

図 24 は、審査のばらつき、個々の審査官、その他に関する指摘の集計結果(全指摘件数に対する割合)を示したものです。

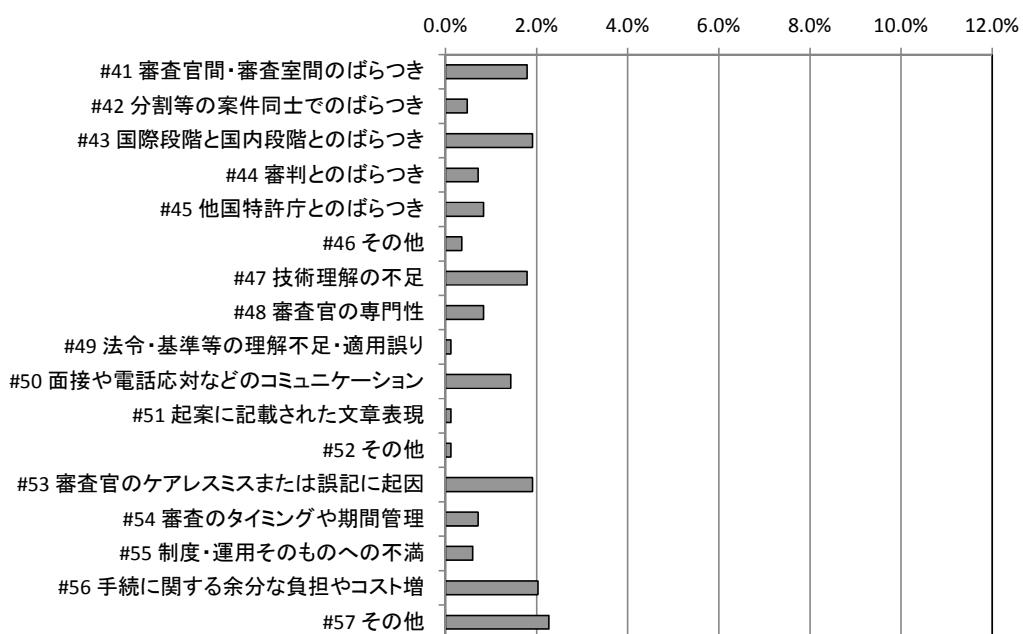


図 24. 審査のばらつき、個々の審査官、その他に関する指摘件数の割合

⑥国内出願と国際出願との指摘傾向の違い

- ・国内出願の場合と比べて国際出願では、特に「一致点、相違点の判断」(#06)や「一致点・相違点の記載」(#07)の指摘、及び国内特許文献調査(#30)に関し、比較的多数の指摘がありました。

図 25 は、国内出願と国際出願とに分けて、それぞれにおける指摘件数の合計に対する各指摘事項の件数の割合を示したものです。国内出願に関する指摘事項は延べ730件、国際出願に関する指摘事項は延べ108件でした。

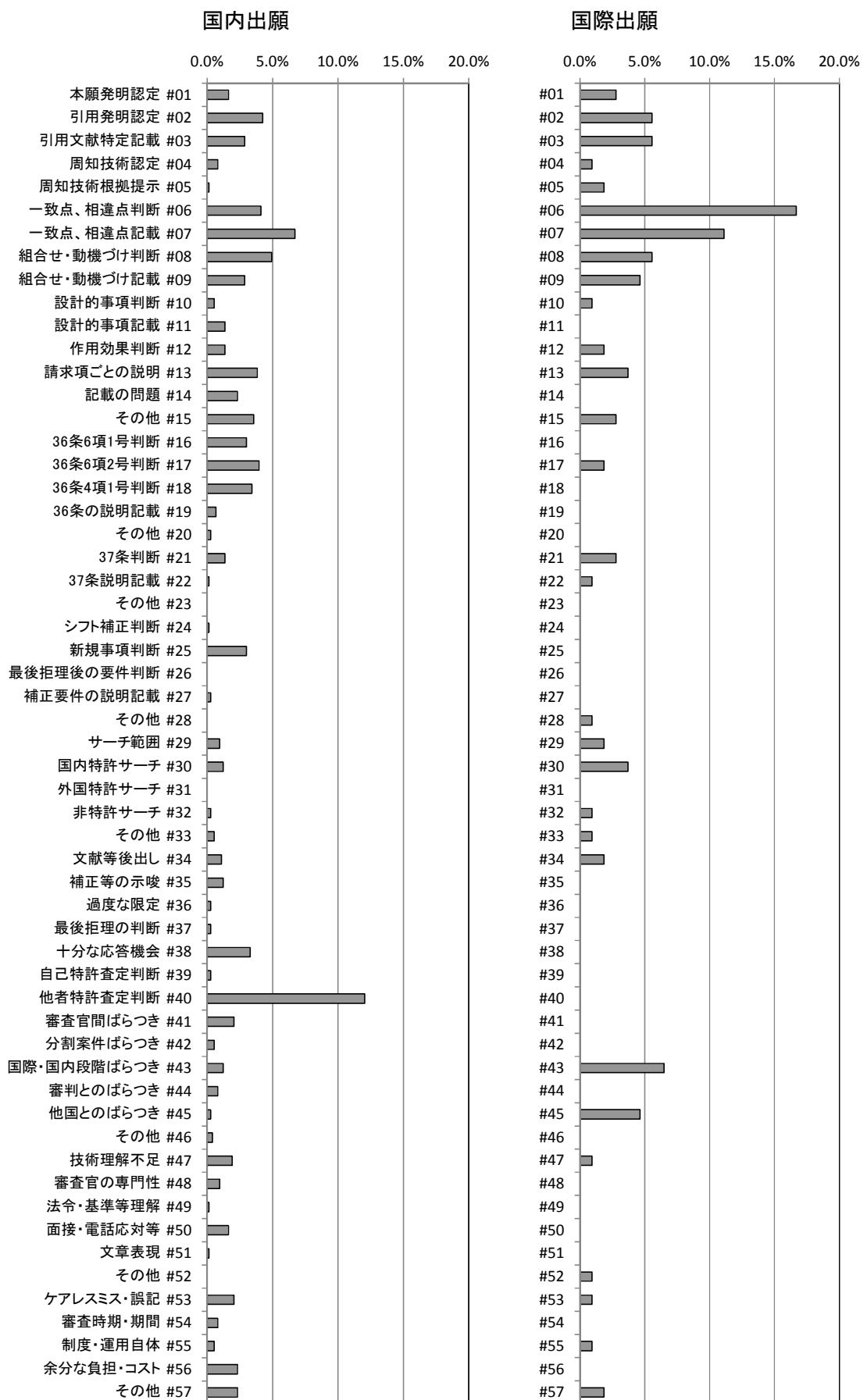


図 25. 国内出願と国際出願との指摘件数の割合

⑦自由記載案件と特定案件との指摘傾向の違い

- ・特定案件への指摘には、新規性・進歩性に関するもの(#01～#15)が多く、一方、自由記載案件では、審査等のばらつきに関する指摘(#41～#46)や、「他者案件の特許査定に関する判断」(#40)のほか、「審査官の技術理解不足」(#47)や「面接や電話応対などのコミュニケーション」(#50)について多くの指摘が得られました。

図 26 は、審査等の質に問題がある案件としてA票又はC票の自由回答欄に挙げられたもの(自由記載案件)と、B票又はD票の回答で、対象の出願における審査等の質に不満があると回答された案件(特定案件)とに分けて、それぞれにおける指摘事項の件数合計に対する各指摘事項の件数の割合を示したものです。自由記載案件に対する指摘事項は延べ465件、特定案件に対する指摘事項は延べ373件でした。

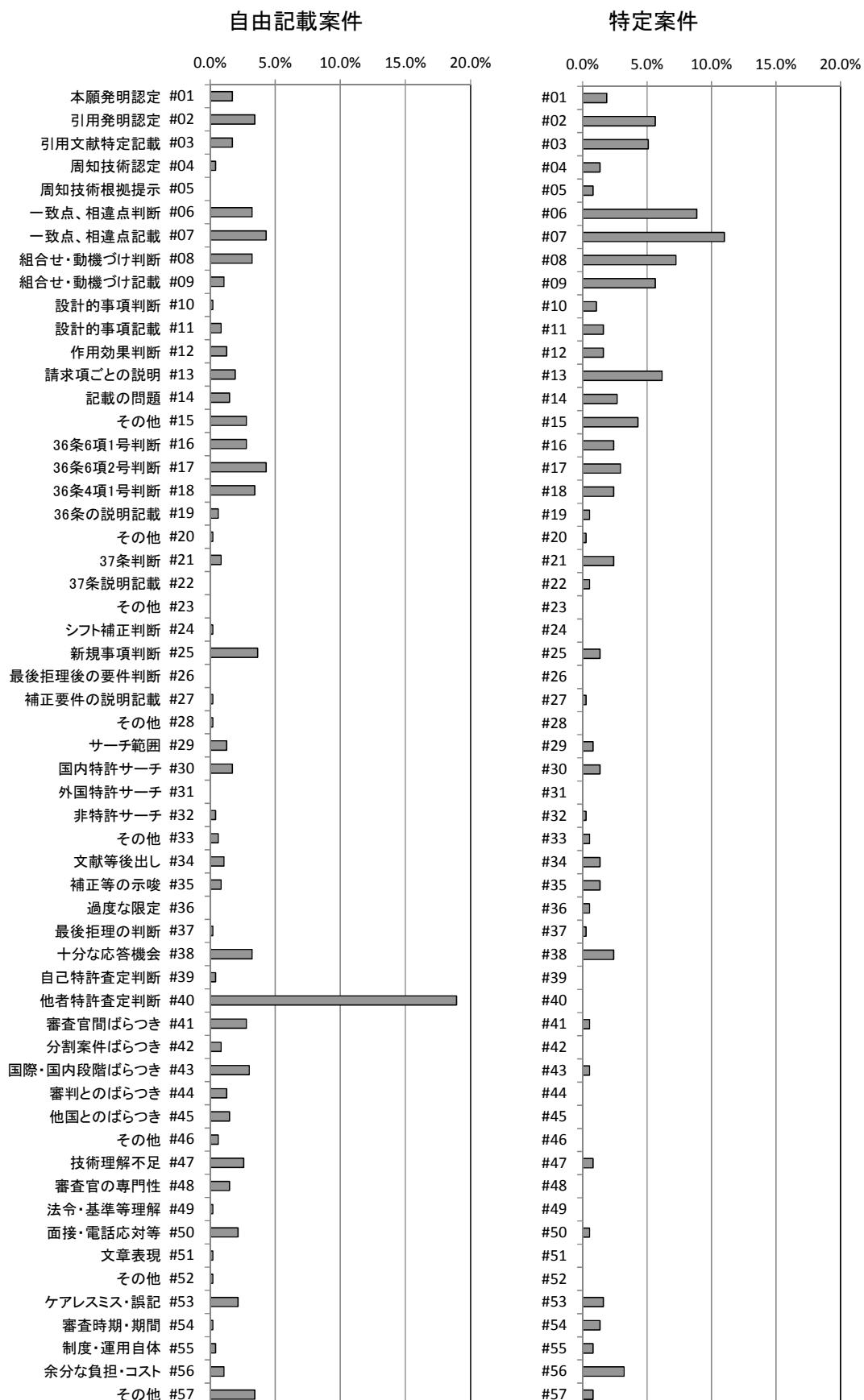


図 26. 自由記載案件と特定案件との指摘件数の割合

4. 調査結果からみた重点事項

アンケート集計結果及び分析の結果から得られた重点事項は、以下のとおりであり、おおむね昨年の報告書で挙げられた項目の重要性を裏付けるものでした。また、今回の調査において新たに導入した設問によって、さらに詳細な内容を明らかにすることができました。

これらの点に留意しながら、引き続き特許審査の質の維持・向上に努めています。

(1) 新規性・進歩性についての的確な判断と通知等の記載の充実

新規性・進歩性の判断及び拒絶理由通知の記載については、昨年度のアンケート調査と同様、特定の出願に関する不満の原因として多く挙げられるとともに(2. (3)⑥及び2. (4)③参照)、全体評価に最も影響しやすいとの分析が得られました(特に3. (1)②, ⑤参照)。

具体的には、個別案件の詳細な分析により、「一致点・相違点」、「引用文献の認定」、「組合せ・動機づけ」といった、主要な審査の判断過程等に対する指摘や、その判断が拒絶理由通知等に十分に記されていないとの指摘が多く、引き続き出願人との意思の疎通への配慮、特に拒絶理由の記載を充実させていきます。

なお、審査基準には、「第IX部 審査の進め方」第1節の1. (3)において、「出願人(代理人を含む。以下同じ。)との意思疎通の確保に留意しつつ効率的な審査をする。」との記載があるとともに、同第2節の4. 2には、「拒絶理由には、拒絶の理由を、出願人がその趣旨を明確に理解できるように具体的に指摘しなければならない。また、…(略)…第三者からみても明確でなければならぬ」と記載されています。

個別の具体例を確認したところ、下記にあげるように拒絶理由通知の記載の仕方に起因して、出願人がその趣旨を明確に把握できず、意思疎通に問題を生じた事例がユーザーから指摘されていました(細部を修正して掲載しています。)。

なお、事例番号の横には、当該記載に該当する事項(a～d)を付記しています。(必ずしもユーザーからアンケート回答で実際に指摘された点に限りません。)

- a. 一致点・相違点に関する記載が不十分
- b. 引用文献の引用箇所や認定事項の記載が不十分
- c. 進歩性を否定する論理づけについての記載が不十分
- d. 拒絶理由における対比・判断等の説明を共通化することが適当でない複数請求項についての拒絶理由のまとめ記載

<事例1:a～d全て>

本願発明と引用文献との対比が記載されておらず、引用箇所についての記載もない。また、論理づけについては単に「適宜なし得る設計的事項」と記載されるのみで、論理的な判断の内容が記載されているとはいえない。

[拒絶理由(29条2項)]

請求項1-10

1.特開####-*****号公報

上記引用文献1に記載された●●●を●●●に変更することは、当業者が適宜なし得る設計的事項に過ぎない。

<事例2:a~d全て>

本願発明と引用文献との対比が記載されておらず、引用箇所についての記載もない。また、論理づけについては単に「組み合わせることは容易」と記載されるのみで、論理的な判断の内容が記載されているとはいえない。

[拒絶理由(29条2項)]

請求項1-4

文献1には、～～を備えた△△装置が記載されている。

一方、文献2には、△△装置において●●を●●とすることが記載されている。

そして、文献1と文献2とを組み合わせることは、当業者であれば容易である。

<事例3:a, c>

本願発明と引用文献との対比が記載されていない。また、進歩性を否定する論理づけは文献の組み合わせと思われるが、この点について何ら記載されていない。

[拒絶理由(29条2項)]

引用文献1:特開####-*****号公報

(特に、上記引用文献1の特許請求の範囲の記載等を参照のこと。)

引用文献2:特開####-*****号公報

(特に、上記引用文献2の段落【0123】、【図1】等を参照のこと。)

<事例4:a, b, c>

本願発明と引用文献との対比が記載されていない。引用箇所については引用文献2についてのみ記載されており、他の文献については全く触れられていない。また、進歩性を否定する論理づけは文献の組み合わせと思われるが、この点についても何ら記載されていない。

[拒絶理由(29条2項)]

・請求項 1

・引用文献等 1、2

・備考

引用文献2(図1、【0123】等参照)には、～～の点が記載されている。

・請求項 2

・引用文献等 1-3

(2) 審査判断のばらつきの低減

「ばらつきのない判断」への評価(2. (1)③参照)については、不満があると回答した割合が36.8%と、昨年度(47.9%)より低下したとはいえ、依然としてどの項目よりも不満の割合が高く、このようなばらつきの低減に努めています。

昨年度のアンケート調査において、判断のばらつきに対する不満の割合が高かったことを踏まえ、今年度の調査においては、ばらつきの内容についてさらに詳細な回答を求める設問としました。その結果、ばらつきを感じるところとしては「同一技術分野内」という回答が最も多く、また、ばらつきの内容としては、新規性・進歩性の判断が、最も大きな割合を占めることが分かりました。また、これ以外の点についても、異なる技術分野間を含め様々な点でばらつきを指摘する意見があり(2. (1)④参照)、特にこれらのばらつきの低減に努めています。

(3) 外国特許文献及び非特許文献調査の充実

昨年度の調査と同様に、国内特許文献の調査に関しては、「普通」以上の評価が、国内特許審査及び国際調査等とともに90%を超えるなど、一定の評価を受ける一方で(2. (1)③, (2)②参照)、外国特許文献や非特許文献の調査については不満も多く、十分な評価を得られていません(2. (1)③, 2. (2)②参照)。

また、国際調査等においては、外国特許文献や非特許文献の調査に対する個別項目への評価と、国際調査等の質全体の評価との相関が、昨年度の調査より大きく上昇しました(3. (1)④)。これらの項目について重要性が高まっていることを示唆するものといえます。

以上の点から、今後特に国際調査等において、外国特許文献や非特許文献の調査を充実させていきます。

(4) 第三者としての評価

今回の調査では新たに、A票(国内出願全般についてのアンケート)において、他者の出願案件における審査の質の評価についての設問を加えました。この回答を集計した結果では、「普通」以上の評価が74. 9%と、国内特許審査の質全般についての評価(92. 5%)に比べ大幅に低くなりました(2. (1)⑦参照)。特許審査の質の評価については、出願人としての観点と、第三者としての観点の両方が必要であり、このような点を踏まえながら審査を行っていきます。

他者案件の審査についての具体的なコメントでは、「先行技術調査や技術的な判断が甘いと感じる」、「数値限定に関する審査に疑問を感じる」など、審査判断に対して疑義を呈する意見や、「特許査定の理由が不明である」、「面接審査での検討内容が不明である」といった、判断内容を明確にしてほしいという要望について多くのコメントがありました。

5. 今後のユーザーアンケート調査に向けて

ユーザーニーズの継続的な把握のため、平成26年度以降も同様の調査を行う予定です。今後の調査にあたっては、以下の各点について検討していきます。

(1) 設問の構成

今年度の調査では、審査等のばらつきや、他者による出願案件に関する設問を追加し、より詳細な分析を行うことで有益な情報が得られました。

調査の継続性の観点から、今後アンケート構成の大幅な変更は予定していませんが、特許審査の質の向上に資する有益な情報が得られるよう、設問を検討しつつ実施していきます。

(2) 特定の出願についてのアンケート対象となる案件について

特定の出願についてのアンケート(B票、D票)では、たとえば、拒絶理由無しでの特許査定を受けた案件や、拒絶理由に対する応答をしなかった案件等において、出願人として特段意見のない場合が多く回答が難しいという指摘があります。

実際、拒絶理由通知等によるやり取りがある案件のほうが、より様々な指摘が得られていますが、上記のような案件についても、先行技術調査や審査等の判断に対する指摘がなされる場合があり、また、特許庁の特許審査の質について、全体の状況を把握するためには、特定の案件を対象から除外することも適当ではありません。

上記の点を踏まえ、効率的に有益な情報が得られるよう、特定の出願についてのアンケート手法について検討します。

(3)アンケート対象者

現在実施している調査では、国内の出願人、及び在外出願人による国内出願の代理人を対象としていますが、国内外のユーザーに信頼される質の高い特許審査を実現するという観点から、今後、在外出願人の意見を直接収集する手段についても検討していきます。

(4)アンケート調査票の形式

今後も調査票の体裁や形式などについて、様々な意見を踏まえて改良しつつ、アンケートを実施していきます。

(付録)アンケート調査票(A~D票)

【A票】	国内出願全般についてのアンケート														
お名前		ご連絡先 (TEL)													
<p>* ご回答者のお名前、ご連絡先をご記入の上、下記【1】、【2】の問い合わせにお答えください なお、ご回答いただいた内容に不備等があった場合のみ、頂いた連絡先に確認の連絡をさせていただくことがあります</p>															
<p>【1】特許審査の質一般について</p>															
<table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: right;">満足</td> <td style="text-align: right;">比較的満足</td> <td style="text-align: right;">普通</td> <td style="text-align: right;">比較的不満</td> <td style="text-align: right;">不満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5</td> <td style="text-align: right;">4</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table>						満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	5	4	3	2	1
満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満											
5	4	3	2	1											
<p>①最近(1年程度)の特許審査の質全般についてどのように感じていますか</p>															
<table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: right;">満足</td> <td style="text-align: right;">比較的満足</td> <td style="text-align: right;">普通</td> <td style="text-align: right;">比較的不満</td> <td style="text-align: right;">不満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5</td> <td style="text-align: right;">4</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table>						満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	5	4	3	2	1
満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満											
5	4	3	2	1											
<p>②特許審査の質に関し、各項目1~10の評価についてお答えください</p>															
<table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: right;">満足</td> <td style="text-align: right;">比較的満足</td> <td style="text-align: right;">普通</td> <td style="text-align: right;">比較的不満</td> <td style="text-align: right;">不満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5</td> <td style="text-align: right;">4</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table>						満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	5	4	3	2	1
満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満											
5	4	3	2	1											
<p>1. 拒絶理由通知等(拒絶査定除く)の記載</p>															
<table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: right;">満足</td> <td style="text-align: right;">比較的満足</td> <td style="text-align: right;">普通</td> <td style="text-align: right;">比較的不満</td> <td style="text-align: right;">不満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5</td> <td style="text-align: right;">4</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table>						満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	5	4	3	2	1
満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満											
5	4	3	2	1											
<p>2. 拒絶査定の記載</p>															
<table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: right;">満足</td> <td style="text-align: right;">比較的満足</td> <td style="text-align: right;">普通</td> <td style="text-align: right;">比較的不満</td> <td style="text-align: right;">不満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5</td> <td style="text-align: right;">4</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table>						満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	5	4	3	2	1
満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満											
5	4	3	2	1											
<p>3. ばらつきのない判断</p>															
<table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: right;">満足</td> <td style="text-align: right;">比較的満足</td> <td style="text-align: right;">普通</td> <td style="text-align: right;">比較的不満</td> <td style="text-align: right;">不満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5</td> <td style="text-align: right;">4</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table>						満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	5	4	3	2	1
満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満											
5	4	3	2	1											
<p>「1(不満)」又は「2(比較的不満)」の場合には、下記3-1、3-2についてもお答えください。</p>															
<p>3-1. 不満を感じるばらつきについて下記から選択してください。(複数選択可)</p>															
<input type="checkbox"/> 同一の技術分野におけるばらつき <input type="checkbox"/> 異なる技術分野同士でのばらつき <input type="checkbox"/> 審査と審判との間のばらつき <input type="checkbox"/> 他国特許庁と日本国特許庁との間のばらつき <input type="checkbox"/> その他(具体的に) <input type="text"/>															
<p>3-2. のどのような点でばらつきを感じるか、記入欄に記入してください。(○○の判断、△△の運用、など)</p>															
<p>(3-2. に関する記入欄)</p>															
<p>4. 条文の運用に関して</p>															
<table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: right;">満足</td> <td style="text-align: right;">比較的満足</td> <td style="text-align: right;">普通</td> <td style="text-align: right;">比較的不満</td> <td style="text-align: right;">不満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5</td> <td style="text-align: right;">4</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table>						満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	5	4	3	2	1
満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満											
5	4	3	2	1											
<p>4-1. 第29条1項柱書(産業上の利用可能性、「発明」に該当するか否かの判断)</p>															
<table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: right;">満足</td> <td style="text-align: right;">比較的満足</td> <td style="text-align: right;">普通</td> <td style="text-align: right;">比較的不満</td> <td style="text-align: right;">不満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5</td> <td style="text-align: right;">4</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table>						満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	5	4	3	2	1
満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満											
5	4	3	2	1											
<p>4-2. 第29条1項各号(新規性)</p>															
<table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: right;">満足</td> <td style="text-align: right;">比較的満足</td> <td style="text-align: right;">普通</td> <td style="text-align: right;">比較的不満</td> <td style="text-align: right;">不満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5</td> <td style="text-align: right;">4</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table>						満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	5	4	3	2	1
満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満											
5	4	3	2	1											
<p>4-3. 第29条2項(進歩性)</p>															
<table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: right;">満足</td> <td style="text-align: right;">比較的満足</td> <td style="text-align: right;">普通</td> <td style="text-align: right;">比較的不満</td> <td style="text-align: right;">不満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5</td> <td style="text-align: right;">4</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table>						満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	5	4	3	2	1
満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満											
5	4	3	2	1											
<p>4-4. 第36条4項1号、第36条6項(明細書・特許請求の範囲の記載要件)</p>															
<table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: right;">満足</td> <td style="text-align: right;">比較的満足</td> <td style="text-align: right;">普通</td> <td style="text-align: right;">比較的不満</td> <td style="text-align: right;">不満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5</td> <td style="text-align: right;">4</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table>						満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	5	4	3	2	1
満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満											
5	4	3	2	1											
<p>4-5. 第37条(発明の單一性)</p>															
<table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: right;">満足</td> <td style="text-align: right;">比較的満足</td> <td style="text-align: right;">普通</td> <td style="text-align: right;">比較的不満</td> <td style="text-align: right;">不満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5</td> <td style="text-align: right;">4</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table>						満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	5	4	3	2	1
満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満											
5	4	3	2	1											
<p>4-6. 第17条の2第3項~6項(明細書、特許請求の範囲等の補正)</p>															
<table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: right;">満足</td> <td style="text-align: right;">比較的満足</td> <td style="text-align: right;">普通</td> <td style="text-align: right;">比較的不満</td> <td style="text-align: right;">不満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5</td> <td style="text-align: right;">4</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table>						満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	5	4	3	2	1
満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満											
5	4	3	2	1											
<p>5. サーチに関して</p>															
<table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: right;">満足</td> <td style="text-align: right;">比較的満足</td> <td style="text-align: right;">普通</td> <td style="text-align: right;">比較的不満</td> <td style="text-align: right;">不満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5</td> <td style="text-align: right;">4</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table>						満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	5	4	3	2	1
満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満											
5	4	3	2	1											
<p>5-1. 国内特許文献の調査</p>															
<table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: right;">満足</td> <td style="text-align: right;">比較的満足</td> <td style="text-align: right;">普通</td> <td style="text-align: right;">比較的不満</td> <td style="text-align: right;">不満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5</td> <td style="text-align: right;">4</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table>						満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	5	4	3	2	1
満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満											
5	4	3	2	1											
<p>5-2. 外国特許文献の調査</p>															
<table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: right;">満足</td> <td style="text-align: right;">比較的満足</td> <td style="text-align: right;">普通</td> <td style="text-align: right;">比較的不満</td> <td style="text-align: right;">不満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5</td> <td style="text-align: right;">4</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table>						満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	5	4	3	2	1
満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満											
5	4	3	2	1											
<p>5-3. 非特許文献等の調査</p>															
<table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: right;">満足</td> <td style="text-align: right;">比較的満足</td> <td style="text-align: right;">普通</td> <td style="text-align: right;">比較的不満</td> <td style="text-align: right;">不満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5</td> <td style="text-align: right;">4</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table>						満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	5	4	3	2	1
満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満											
5	4	3	2	1											
<p>6. 審査官の技術等に関する専門知識レベル</p>															
<table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: right;">満足</td> <td style="text-align: right;">比較的満足</td> <td style="text-align: right;">普通</td> <td style="text-align: right;">比較的不満</td> <td style="text-align: right;">不満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5</td> <td style="text-align: right;">4</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table>						満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	5	4	3	2	1
満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満											
5	4	3	2	1											
<p>7. 審査官とのコミュニケーション(面接、電話による連絡等)</p>															
<table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: right;">満足</td> <td style="text-align: right;">比較的満足</td> <td style="text-align: right;">普通</td> <td style="text-align: right;">比較的不満</td> <td style="text-align: right;">不満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5</td> <td style="text-align: right;">4</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table>						満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	5	4	3	2	1
満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満											
5	4	3	2	1											
<p>8. 審査を通して付与された特許の権利範囲について</p>															
<table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: right;">満足</td> <td style="text-align: right;">比較的満足</td> <td style="text-align: right;">普通</td> <td style="text-align: right;">比較的不満</td> <td style="text-align: right;">不満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5</td> <td style="text-align: right;">4</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table>						満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	5	4	3	2	1
満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満											
5	4	3	2	1											
<p>(出願の開示や先行技術との対比において、十全な権利範囲となっているか)</p>															
<table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: right;">満足</td> <td style="text-align: right;">比較的満足</td> <td style="text-align: right;">普通</td> <td style="text-align: right;">比較的不満</td> <td style="text-align: right;">不満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5</td> <td style="text-align: right;">4</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table>						満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	5	4	3	2	1
満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満											
5	4	3	2	1											
<p>9. 特許審査の質に関し、他国の特許庁よりも日本国特許庁の方が優れていると感じる点があれば、記入欄に記入してください</p>															
<table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: right;">満足</td> <td style="text-align: right;">比較的満足</td> <td style="text-align: right;">普通</td> <td style="text-align: right;">比較的不満</td> <td style="text-align: right;">不満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5</td> <td style="text-align: right;">4</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table>						満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	5	4	3	2	1
満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満											
5	4	3	2	1											
<p>(9. に関する記入欄)</p>															
<table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: right;">満足</td> <td style="text-align: right;">比較的満足</td> <td style="text-align: right;">普通</td> <td style="text-align: right;">比較的不満</td> <td style="text-align: right;">不満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5</td> <td style="text-align: right;">4</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table>						満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	5	4	3	2	1
満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満											
5	4	3	2	1											
<p>10. 特許審査の質に関し、日本国特許庁よりも他国の特許庁の方が優れていると感じる点があれば、その特許庁にチェックを入れ(複数可)、優れていると感じた点を記入欄に記入してください</p>															
<table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: right;">満足</td> <td style="text-align: right;">比較的満足</td> <td style="text-align: right;">普通</td> <td style="text-align: right;">比較的不満</td> <td style="text-align: right;">不満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5</td> <td style="text-align: right;">4</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table>						満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	5	4	3	2	1
満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満											
5	4	3	2	1											
<p><input type="checkbox"/> 欧州特許庁(EPO) <input type="checkbox"/> 米国特許商標庁(USPTO) <input type="checkbox"/> 中国国家知識産権局(SIPO)</p>															
<p><input type="checkbox"/> 韓国特許庁(KIPO) <input type="checkbox"/> その他(国名も記入欄に記載してください)</p>															
<table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: right;">満足</td> <td style="text-align: right;">比較的満足</td> <td style="text-align: right;">普通</td> <td style="text-align: right;">比較的不満</td> <td style="text-align: right;">不満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5</td> <td style="text-align: right;">4</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table>						満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	5	4	3	2	1
満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満											
5	4	3	2	1											
<p>(10. に関する記入欄)</p>															
<table style="margin-left: auto; margin-right: 0;"> <tr> <td style="text-align: right;">満足</td> <td style="text-align: right;">比較的満足</td> <td style="text-align: right;">普通</td> <td style="text-align: right;">比較的不満</td> <td style="text-align: right;">不満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: right;">5</td> <td style="text-align: right;">4</td> <td style="text-align: right;">3</td> <td style="text-align: right;">2</td> <td style="text-align: right;">1</td> </tr> </table>						満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満	5	4	3	2	1
満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満											
5	4	3	2	1											

【2】その他

①自己の出願案件のうち、今回のアンケート対象となった個別案件（B票参照）以外で、審査の手続きや質に問題があったと思われる案件（複数の案件でも結構です）がございましたら、特許出願番号及び問題があったと思う理由をできるだけ具体的に下記の記入欄に記入してください

ご回答頂いた内容を担当審査官にフィードバックしても構わない場合は、下記チェックボックスにチェックをしてください

担当審査官へのフィードバック可

(記入欄)

②自己の出願案件のうち、今回のアンケート対象となった個別案件（B票参照）以外で、審査の手続きや質が良かったと思われる案件（複数の案件でも結構です）がございましたら、特許出願番号及び質が良かったと思う理由をできるだけ具体的に下記の記入欄に記載してください

ご回答頂いた内容を担当審査官にフィードバックしても構わない場合は、下記チェックボックスにチェックをしてください

担当審査官へのフィードバック可

(記入欄)

③他者の出願案件の審査結果についてどのように感じていますか



④他者の出願案件の審査について、ご意見・ご要望などございましたら、下記の記入欄に記入してください

(記入欄)

⑤他者の出願案件で、審査の質に問題があったと思われる案件（複数の案件でも結構です）がございましたら、特許出願番号及び問題があったと思う理由をできるだけ具体的に下記の記入欄に記入してください

担当審査官へのフィードバック可

(記入欄)

⑥その他、特許審査の質に関し、ご意見・ご要望がございましたら下記の記入欄に記入してください
(例えば付与された特許権の安定性や利用性など)

(記入欄)

⑦本アンケートの様式等、本アンケートの手続きに関し、ご意見・ご要望がございましたら下記の記入欄に記入してください

(記入欄)

【B票】

特定の国内出願についてのアンケート

* 出願番号

(発明の名称)

・上記出願の審査に対する評価に関し、下記【1】【2】についてご回答ください。

満足	比較的満足	普通	比較的不満	不満
5	4	3	2	1
<input type="radio"/>				

【1】本件特許出願の特許審査の質についてどのように感じていますか

- 上記【1】にて「5」または「4」にチェックをされた場合、 ← 満足した点を以下の項目から選択してください。また、具体的な理由を下記の記入欄に記入してください（任意）。
- 拒絶理由通知／拒絶査定の記載内容が丁寧で分かりやすい
 - 新規性・進歩性に関する判断が適切である
 - サーチ範囲・サーチ結果が適切である
 - 審査官とのコミュニケーション（面接、電話等による連絡）が有用であった（例えば、補正の示唆等）
 - その他（具体的な内容を下記記入欄に記入してください。）

(記入欄)

上記【1】にて「2」または「1」にチェックをされた場合、 ◀

- 1 : 具体的にどの手続きに不満があったのかを I 欄に記載の手続きから選択してチェック（複数可）し、
- 2 : チェックした各手続きのどの点に不満があったのかを以下の A～K から選択して II 欄にチェック（複数可）し、
- 3 : その具体的な理由を下記の記入欄に記入してください。

I 欄											
<input type="checkbox"/>											
1回目の拒絶理由通知	2回目の拒絶理由通知	3回目以降の拒絶理由通知	特許査定	拒絶査定							

II 欄											
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	
<input type="checkbox"/>											
<input type="checkbox"/>											
<input type="checkbox"/>											
<input type="checkbox"/>											
<input type="checkbox"/>											

A : 拒絶理由通知／拒絶査定を読んでも審査官の判断または意図がよく理解できない

B : 新規性・進歩性を欠いている理由についての説明が十分でない

C : 新規性・進歩性に関する判断に不満がある

D : 引用文献が必要以上に多く提示されている

E : 産業上の利用可能性、「発明」に該当するか否か（第29条1項柱書）に関する判断に不満がある

F : 記載要件（第36条4項1号、第36条6項）を満たしていないとする理由についての説明が十分でない

G : 記載要件（第36条4項1号、第36条6項）に関する判断に不満がある

H : 単一性違反（第37条）に関する判断に不満がある

I : サーチ範囲・サーチ結果に不満がある

J : 審査官とのコミュニケーション（面接、電話等による連絡）に不満がある

K : その他

(記入欄)

【2】ご回答頂いた内容を担当審査官にフィードバックしても構わない場合は、下記チェックボックスにチェックを入れてください

 担当審査官へのフィードバック可

【C票】

P C T 出願全般についてのアンケート

* 下記【1】、【2】の問い合わせにお答えください

【1】国際調査等（国際調査報告（様式210）・見解書（様式237）・予備審査（様式409））の質一般について



①最近（1年程度）の国際調査等の質全般についてどのように感じていますか



②国際調査等の質に関し、各項目1～11の評価についてお答えください

1. 国際特許分類の精度



2. 除外対象^{*}に関する判断（調査報告：第II欄、見解書：第III欄）

^{*}：数学の理論や事業活動、手術又は治療による人体等の処置方法などにより調査の除外となったもの

3. 単一性違反に関する判断（調査報告：第IV欄、見解書：第IV欄）



4. 新規性・進歩性に関する判断（見解書：第V欄）



5. 新規性・進歩性に関する見解の記載（見解書：第V欄）



6. サーチに関して

6-1. 国内特許文献の調査



6-2. 外国特許文献の調査



6-3. 非特許文献等の調査



7. 記載不備等に関する判断（調査報告：特別ページ、見解書：第VII、VIII欄）



8. 国際段階におけるばらつきのない判断

「1（不満）」又は「2（比較的不満）」の場合には下記8-1、8-2. にも回答してください。

8-1. 不満を感じるばらつきについて下記から選択してください。（複数選択可）

同一の技術分野におけるばらつき 異なる技術分野同士でのばらつき

他国特許庁と日本国特許庁との間のばらつき その他（具体的に）

8-2. どのような点でばらつきを感じるか、記入欄に記入してください。（○○の判断、△△の運用、など）

8-2. に関する記入欄

9. 国際段階と国内段階との間でのばらつきのない判断



9-1. 「1（不満）」又は「2（比較的不満）」の場合には、どのような点でばらつきを感じるか

記入欄に記入してください。（○○の判断、△△の運用、など）

9-1. に関する記入欄

（上記1～9の項目に関してご意見・ご要望などございましたら、この記入欄に記入してください）

10. 国際調査等の質に関し、他国の特許庁よりも日本国特許庁の方が優れていると感じる点があれば、記入欄に記入してください

（10. に関する記入欄）

11. 国際調査等の質に関し、日本国特許庁よりも他国の特許庁の方が優れていると感じる点があれば、その特許庁にチェックを入れ（複数可）、優れていると感じた点を記入欄に記入してください

欧州特許庁（EPO）

米国特許商標庁（USPTO）

中国国家知識産権局（SIP0）

韓国特許庁（KIPO）

その他（国名も記入欄に記載してください）

（11. に関する記入欄）

【2】その他

①今回のアンケート対象となった個別案件（D票参照）以外で、国際調査等の質に問題があつたと思われる

案件（複数の案件でも結構です）がございましたら、国際出願番号及び問題があつたと思う理由を

できるだけ具体的に下記の記入欄に記入してください

ご回答頂いた内容を担当審査官にフィードバックしても構わない場合は、下記チェックボックスにチェックをしてください

担当審査官へのフィードバック可

（記入欄）

②今回のアンケート対象となった個別案件（D票参照）以外で、国際調査等の質が良かったと思われる

案件（複数の案件でも結構です）がございましたら、国際出願番号及び質が良かったと思う理由を

できるだけ具体的に下記の記入欄に記入してください

ご回答頂いた内容を担当審査官にフィードバックしても構わない場合は、下記チェックボックスにチェックをしてください

担当審査官へのフィードバック可

（記入欄）

③国際調査等の質または、本アンケートに関し、ご意見・ご要望がございましたら下記の記入欄に記入してください

（記入欄）

【D票】

特定のPCT出願についてのアンケート

* 国際出願番号

(発明の名称)

- ・上記出願の国際調査等（国際調査報告（様式210）・見解書（様式237）・予備審査（様式409））に対する評価に関し、下記【1】【2】についてご回答ください。

【1】本件国際特許出願の国際審査の質についてどのように感じていますか



上記【1】にて「5」または「4」にチェックをされた場合、 ← 満足した点を以下の項目から選択してください。また、具体的な理由を下記の記入欄に記入してください（任意）。

- 国際調査報告・見解書等の記載内容が丁寧で分かりやすい
- 新規性・進歩性に関する判断が適切である
- サーチ範囲・サーチ結果が適切である
- その他（具体的な内容を下記記入欄に記入してください。）

(記入欄)

上記【1】にて「2」または「1」にチェックをされた場合、 ← 1：具体的にどの手続きに不満があったのかをI欄に記載の手続きから選択してチェック（複数可）し、
 2：チェックした各手続きのどの点に不満があったのかを以下のA～Kから選択してII欄にチェック（複数可）し、
 3：その具体的な理由を下記の記入欄に記入してください。

I欄		II欄										
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K
<input type="checkbox"/>	国際調査報告（様式210）／見解書（様式237）	<input type="checkbox"/>										
<input type="checkbox"/>	予備審査（様式409）	<input type="checkbox"/>										

- A : 新規性・進歩性を欠いている理由についての説明が十分でない（見解書：第V欄参照）
- B : 新規性・進歩性に関する判断に不満がある（見解書：第V欄参照）
- C : 引用箇所の指摘が不十分であるため、引用文献のどの箇所に記載されてるのかが分かりにくい
- D : 引用文献が必要以上に多く提示されている
- E : 除外対象*に関する判断に不満がある（調査報告：第II欄、見解書：第III欄）
 - * : 数学の理論や事業活動、手術又は治療による人体等の処置方法などにより調査の除外となったもの
- F : 単一性違反に関する判断に不満がある（調査報告：第III欄、見解書：第IV欄）
- G : 記載不備等と判断した理由についての説明が十分でない（調査報告：特別ページ、見解書：第VII、VIII欄）
- H : 記載不備等に関する判断に不満がある（調査報告：特別ページ、見解書：第VII、VIII欄）
- I : サーチ範囲・サーチ結果に不満がある
- J : 付与された国際特許分類に不満がある
- K : その他

(記入欄)

【2】ご回答頂いた内容を担当審査官にフィードバックしても構わない場合は、下記チェックボックスにチェックを入れてください

担当審査官へのフィードバック可